




第101期 定時株主総会 招集ご通知

イオン株式会社


証券コード:8267

開催情報


日時: 2026年5月27日(水曜日)
午前9時 受付/ウェブサイト配信開始
午前10時 開会
場所: 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5



1926年、イオンの前身である岡田屋呉服店は、
公平でひらかれた存在を目指して、
「家業」を株式会社化して「企業」となりました。



お客さまと共に歩んできた100年は、
絶えず世に貢献できるイオンであるために、
革新を続けてきた道のりでもありました。



わたしたちが向き合う、
平和・人間・地域の課題には、終わりはありません。
どんな時代にも、みんなのGOODを増やしていく。



CHANGE for GOOD, Together.
この終わりなき使命を、これからも。



ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

世の中では、株高などの資産効果を背景に高額消費が活況を呈する一方で、実質賃金のマイナスが続き、富の2極化が進行しています。これは未来を担う子どもたちの体験格差にもつながっています。また、地方自治体においては、首都圏と地方など、税収の差によって行政サービスや支援にも大きな差が出てまいりました。かつては一億総中流と言われていた日本ですが、様々な格差が顕在化しつつあります。生活に密着した事業を担う企業として、日々の生活におけるこうした現状を我々の提供する商品・サービスで少しでも改善できるよう、尽力してまいりたいと考えています。

イオンはこれまでも時代ごとに移り変わる様々な社会課題の解決を自らの使命と捉え、その解決の中に事業機会を見出しながら事業を変革し、企業として成長を追求してきました。本年から始まるイオングループ中期経営計画(2026~2030年度)においても、この姿勢は変わりません。グループが有する多様な事業とスケールを活かし、「食べること」「健康でいること」「楽しめること」という生活に不可欠な3つの領域で、生活者が物価高や様々な格差を感じることなく、安心して暮らせる社会を作っていくことが必要と考えています。「社会課題の解決」と「企業としての成長」を両立させ、地域になくってはならない存在となっていくことが、サステナブルな経営につながっていくものと考えております。

今後の成長投資として、収益性向上の基盤となるプロセスセンターや物流センターへの投資に加え、成長領域であるベトナム事業やオンラインマーケットに重点配分し、事業成長を加速してまいります。

当社は1926年に株式会社となり、本年で100年を迎えます。株式会社化した当時、株主25名のうち、21名が従業員であり、「会社は店主のものではなく、従業員が経営に参画する」という近代的理念を体現したものでした。100年を経たいま、当社は100万人を超えるお客さま株主に支えられる企業へと成長しました。環境変化とともに、お客さまの価値観やくらしは絶えず変わり続けています。当社は、時代の変化を捉えた柔軟で革新的な経営と、決して変わる事の無い「理念」に基づく経営の両立を図り、経営のパートナーである株主の皆さまとともに、更なる企業価値向上に取り組んでまいりたい所存です。

今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2026年4月
取締役 代表執行役社長

吉田昭夫

■ イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。

イオンは、小売業が平和産業であり、人間産業であり、地域産業であると信じ、その使命を果たす企業集団として永続するために、お客さまを原点に絶えず革新し続けてゆきます。

平和は、戦争や災害からの復興にしても、平穏な生活の維持・増進にしても、能動的で意識的な関与なしにはもたらされません。こうした思いの原点には、岡田卓也名誉会長相談役の実体験があります。戦後、チラシを手にして店頭で並べられたお客さまが「戦争が本当に終わったんだな」と涙された姿を見て、小売業の存在こそが平和の象徴であると実感したと言います。そこから、小売業が成り立つためには平和が大前提であり、小売業は平和の維持に貢献していかなければならないと決意したのです。

平和とは、戦争や暴力がないというだけに止まりません。心の安寧に加えて、戦争や災害さらにはさまざまな不幸から立ち上がり、乗り越える力をも含むものです。21世紀になっても戦争は止まず、大震災や異常気象などの自然災害が頻発しています。今こそ平和の価値があらためて問い直されています。平和はそのまま与えられるものではありません。平和は、わたしたちが能動的で意識的に関与することによってはじめて保たれるのです。

イオンは平和に反することは決して行いません。また、そうした行為や活動には与しません。イオンが目指すのは積極的な平和への貢献です。

人間に関しては、一人ひとりを信じ、尊重することで、その人の能力や思いが花開き、さらに人とつながることによって、より幸福な状態が生じます。

岡田名誉会長は、小売業を「人間くさい産業」と呼びまし

た。それは「人の道」を重んじること、すなわち人間を尊重することです。個性、尊厳、自律性の尊重は言うまでもありません。それに加えて、人間が持つ可能性を信じ、仕事や学びを通じて成長し、よりよく人間的になることを後押しすることでもあります。人間はひとりで成長することは困難です。「人とのつながり」のなかで、他者とともによりよく人間的になっていくのです。それは幸福の実現であるとともに、人の間にある規範を求めるものでもあります。小売業は人々の幸福と規範の産業なのです。

地域もまた、地域ごとの多様性と自立性に敬意を払い、その特有のニーズに応え、手入れをし続けることによってはじめて豊かなコミュニティが実現します。

小売業はもともと地域に根ざした産業であり、地域とともに繁栄するものです。地域やそこにおけるコミュニティの豊かさを守っていくためには、不断に手入れを怠らないことが必要です。それは、小売業の重要な使命のひとつなのです。これからはますます、地域やコミュニティの重要性が増していきます。イオンは、地域に特有の産品を発展させ、地域の人々の豊かな暮らしを促進し、地域やコミュニティの繁栄に能動的に貢献してゆきます。

イオンが目指しているのは、こうした平和への積極的な関与・人間の幸福と規範の下支え・地域の繁栄への貢献です。それが「お客さまを原点に」、すなわちお客さまを第一にするということの重要な基盤なのです。

イオンでは、基本理念が企業価値の根幹であり、これを不変のものとするために株主の皆さまにご承認いただき

お客さまを第一にするということは、自分第一ではない、つまり自分たちの都合で考え、動くのではないということです。その反対に、常にお客さまを第一に考え、誠実に行動すること、これがイオンの基本です。これを自分を映す鏡とし、すべてのイオンピープルのあらゆる判断と行動の基準とします。ややもすれば自社や自分にとって有利なこと、都合が良いことに流されがちになりますが、そうした傾向を断固否定し、乗り越えてゆくことが求められています。

そのためには、イオンは革新し続ける企業集団でなければなりません。

企業にとって、成長し存続し続けることは最重要の課題です。しかし、革新し続けることなくしては、企業は衰退し滅亡してしまいます。たとえ現状を続けることが安定的で楽なことであっても、それに安住せず、常に自らを変えていかなければなりません。そして、革新し続けるためには、お客さまの変化やさまざまな社会の変化について、常に先を見る先見性や洞察力が必要です。イオンピープルの一人一人は、お客さまの生活や社会が求めるものの進化と変化を先取りしてゆく所存です。

家業から企業へ、そして産業へとイオンは変貌してきました。もともとダイナミックな企業文化を備えているのです。何よりも恐れているのは、ますます激しくなっていく変化の中で、求められる革新や企業家精神を失い、大企業に特有の停滞に陥っていくことです。変化することのない、現状のままが続くような静的な均衡は続きません。より新しい革新に取って代わられないためには、イオンが最大かつ最先端の革新者であり続けるしかありません。それは創業の精神を保持することで常に刷新し続け、時代を先取りした組織であるという覚悟なのです。

イオンは、以上のことの浸透と実践を通じて、平和、人間、地域の維持と発展に貢献しうると信じて、行動してゆきます。



イオングループ未来ビジョン 一人ひとりの笑顔が咲く 未来の暮らしを創造する

【3つの姿勢】

・ 想いをもとに、自発的に行動する

お客さま基点にそれぞれが想いをもち、発信し、行動します。自発的な行動で生み出す対話と協働のうねりを、革新の力にしていきます。

・ 学び続け、新たな価値を創造する

学び続けることで、行動の可能性を広げます。実践から知恵を拓き、自らの専門性を磨くことで、新たな価値を創造していきます。

・ つながり築き、育み、共創する

企業、グループ、組織の壁を越え、多様なつながりを築き、育みます。つながりによって、互いの学びと価値創造のサイクルを加速させ、未来の暮らしを共創していきます。

【1つの誓い】

「真摯、誠実であり続ける」

真摯さ、誠実さがあるからこそ、行動が信用され、想いに共感が生まれます。お客さまや仲間からの共感が、共創の起点となります。私たちは、これからも真摯、誠実であり続けることを誓います。

招集ご通知

証券コード 8267

2026年4月28日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

取締役
代表執行役社長 吉田 昭夫

第101期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第101期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会は、会場またはインターネットでご出席いただくことができます。**なお、インターネットでのご出席の場合は、事前登録が必要となります。また会場でのご出席の場合は来場者登録にご協力ください。**ご出席を希望される場合は、本招集ご通知36頁をご確認のうえ、登録をお願いします。また、**当日ご出席されない場合は、インターネットまたは郵送等で、事前に議決権をご行使していただくこともできます**ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年5月26日(火曜日)午後6時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>

(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしご確認ください)



株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiiji/>



[インターネット等による議決権行使の場合]

事前のインターネット等による議決権行使に際しては、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

詳しくは、8頁の「インターネット等による議決権行使」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

1 日 時 2026年5月27日(水曜日)午前10時

2 場 所 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

3 目的事項

- 【報告事項】** 1. 第101期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)事業報告、
連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】 議案 取締役8名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針(業務の適正を確保するための体制および運用状況等)、会社の支配に関する基本方針、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表

- (2) 郵送およびインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱います。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。
- (4) 事前に議決権を行使し、当日、ご出席いただいた場合は、当日、ご出席された際の議決権行使を有効なものとして取り扱います。但し、当日、インターネットでご出席された株主さまが事前に議決権を行使されている場合、事前の議決権行使の効力を取り消さず維持し、当日の採決のタイミングまでに新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄するものとして取り扱います。

以 上

- 当日、会場でご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主総会の開催、運営について変更が生じる場合がございます。その場合は前頁に記載の当社ウェブサイトでお知らせします。随時更新いたしますので、ご確認ください。

※議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼントがあります。

(詳しくは、本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。)

※ご出席をご希望の場合は、36頁および本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認のうえ事前登録などのお手続きをお願いします。

イオンの株主総会の流れ

開催前

ライブ中継を利用する場合

① 書類を見る



株主総会資料(一部)



株主総会資料(一式)

会社法の定める電子提供制度により、株主総会資料の提供は、原則ウェブサイトに掲載します。ただし当社では、本年、参考書類と事業報告の一部を従来通り紙媒体にて株主さまへ提供いたします。

スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8267/>



② 事前に議決権を行使する

行使期限

2026年5月26日(火曜日)
午後6時まで

【ご注意】当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

お手軽にご利用いただける
スマートフォンでの
議決権行使を推奨します。

③ 事前登録をする(必須)

下記ウェブサイト内のご案内をご確認いただき、お申込みください。

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お申込み期限 2026年5月13日(水曜日)午後6時まで

事前登録はこちらから

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

※事前質問をご希望の方も上記ウェブサイトからご確認ください。



※ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。

当日会場出席する場合

② 事前登録をする

会場準備の都合により、来場者数確認のために事前に登録をお願いしております。ご協力のほどお願いします。

事前登録はこちらから <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お電話での申込みも受け付けています。

0120-149-276 (受付時間 午前9時～午後5時)但し最終日は午後6時まで受付いたします。

お申込み期限 2026年5月13日(水曜日)午後6時まで



機関投資家の皆さまへ：インターネットによる議決権の行使のほか、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

開催当日

① インターネット出席する

開始時刻

2026年5月27日(水曜日)午前10時

※配信は、午前9時より開始します。

出席方法

事前登録後に別途送信される出席用URLからアクセスしてください。

※ご自身の音声でご質問ができます(議長から指名された場合に限り)。

【ご注意】当日インターネットでご出席の株主さまは、必ず事前に登録が必要になります。

② 議決権を行使する

※出席用サイトより、議決権を行使いただけます。
※会場での出席と異なる取り扱い等がありますので、予めご了承ください。

(視聴のみの場合は、「視聴コード」を入力し視聴ください)

総会会場

千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

開始時刻

2026年5月27日(水曜日)午前10時

※受付は、午前9時より開始します。

【ご注意】当日ご出席の株主さまは、事前登録へのご協力をお願いします。

当日出席しない場合

(下記の方法で事前に議決権行使をお願いします。)



インターネット等による議決権行使

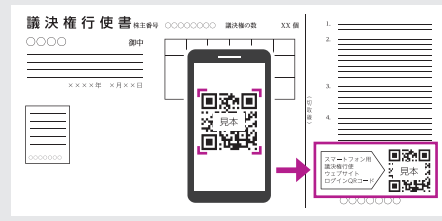
議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年5月26日(火曜日)
午後6時まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



インターネット等による議決権の行使に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル



0120(652)031

受付時間
9:00~21:00



郵送による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年5月26日(火曜日)
午後6時到着分まで

※当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

議決権行使は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。ご行使いただけますようお願い申し上げます。なお、株主総会の決議結果につきましては、2026年5月29日(金曜日)より当社ウェブサイトに掲載の予定です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役8名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役の全員が任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役8名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者8名のうち過半数の5名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

【社内取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社社長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

【社外取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社の基本理念等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊富な経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣に対し、経営戦略の推進、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス経営等について、指導・監督できる高い見識や豊富な経験を有すること。

※社外取締役に關しては、上記事項に加え、次に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人(以下、業務執行者という)ではない者。
2. 本人が、現在または過去3年間において、以下にあげる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)、またはその業務執行者。
 - (2) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。
 - (3) 当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える金額の借入先)の業務執行者。

- (4) 当社の主要な取引先(当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上の2%を超える金額の取引先)の業務執行者。
- (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
- (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
- (7) 上記1. および(1)~(6)の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記(1)~(7)のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者となることができるものとする。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	第101期の取締役会への出席状況
1	岡田元也	取締役 取締役会議長 指名委員 報酬委員 代表執行役会長 再任	7回/7回
2	吉田昭夫	取締役 代表執行役社長 再任	7回/7回
3	土谷美津子	取締役 執行役副社長 商品・物流担当 再任	7回/7回
4	塚本隆史	取締役 指名委員会議長 報酬委員会議長 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回
5	ピーターチャイルド	取締役 指名委員 報酬委員 再任 社外 独立	7回/7回
6	キャリアユー	取締役 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回
7	林真琴	取締役 監査委員会議長 再任 社外 独立	7回/7回
8	リシャル コラス	取締役 監査委員 再任 社外 独立	7回/7回

※取締役候補者の地位および担当は、本招集に伴う取締役会決議時(2026年4月9日現在)のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

1 おかだもとや 岡田 元也

再任

生年月日 1951年6月17日
所有する当社の株式数 6,479,839株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 3月 当社入社	2012年 3月 当社取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO
1990年 5月 当社取締役	
1997年 6月 当社代表取締役社長	2020年 3月 当社取締役 兼 代表執行役会長(現任)
2003年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長	

(当社における地位および担当)

取締役 取締役会議長
指名委員
報酬委員
代表執行役会長

(重要な兼職)

イオンモール株式会社 取締役相談役
イオンリテール株式会社 取締役相談役
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス
株式会社 取締役相談役
ウエルシアホールディングス株式会社 取締役

第101期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
指名委員会
100% (2/2回)
報酬委員会
100% (3/3回)

取締役候補者とした理由および期待される役割

1997年に代表取締役社長就任以来、経営者として強力なリーダーシップを発揮し、既存事業の発展とM&A等による事業拡大を実現し、当社グループを国内トップの流通企業グループへ成長させてまいりました。小売業をはじめとする当社グループの事業に精通し、広くグループ全体の経営管理を遂行する豊富な経験と見識を有しており、今後の当社グループの成長と持続可能な社会の実現を両立するサステナブル経営を実践できると判断し、候補者としています。

2 よしだ あきお 吉田 昭夫

再任

生年月日 1960年5月26日
所有する当社の株式数 191,332株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2019年 3月 当社代表執行役副社長
2011年 3月 イオンモール株式会社 中国本部中国開発統括部長	ディベロッパー事業担当 兼 デジタル事業担当
2014年 5月 同社常務取締役 営業本部長兼中国担当	2020年 3月 当社代表執行役社長
2015年 2月 同社代表取締役社長	2020年 5月 当社取締役 兼 代表執行役社長(現任)
2016年 3月 当社執行役 ディベロッパー事業担当	

(当社における地位および担当)

取締役
代表執行役社長

(重要な兼職)

株式会社キャンドウ 取締役

第101期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)

取締役候補者とした理由および期待される役割

ディベロッパー事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より代表執行役社長として、中期経営計画を策定し成長戦略を推進するなど、重要な意思決定や取締役会での監督を適切に行っており、今後の当社グループの成長と中長期的な企業価値向上を實踐できると判断し、候補者としています。

3 つちや みつこ 土谷 美津子

再任

生年月日 1963年12月9日
所有する当社の株式数 59,141株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2022年 3月	当社執行役 商品担当 イオントップバリュ株式会社 代表取締役社長 (現任)
2006年 5月	当社執行役 (お客さま担当兼CS部長)	2023年 3月	当社執行役副社長 商品担当
2008年 3月	当社執行役 (グループ環境担当)	2024年 5月	当社取締役 兼 執行役副社長 商品担当
2010年 5月	株式会社イオンファンタジー 代表取締役社長	2025年 3月	当社取締役 兼 執行役副社長 商品・物流担当 (現任)
2013年 3月	イオンリテール株式会社 専務執行役員 食品商品企画本部長		
2016年 6月	ビオセボン・ジャパン株式会社 代表取締役社長		
2019年 3月	イオンリテール株式会社 取締役執行役員副社長 近畿カンパニー支社長		

第101期の出席状況
取締役会
100% (7/7回)

(当社における地位および担当)

取締役
執行役副社長 商品・物流担当

(重要な兼職)

株式会社やまや 社外取締役

取締役候補者とした理由および期待される役割

当社および当社グループの商品に関する責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2022年3月より執行役商品担当として、プライベートブランド商品の売上伸長に尽力。2025年3月より商品・物流事業を担当しており、商品開発から物流までの一貫したプロセスを管理して、サプライチェーン・マネジメント改革を推進し、当社グループの中長期的な成長および企業価値向上を實踐できると判断し、候補者としています。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類(要旨)

株主優待等

事前登録等

再任

■ 生年月日 1950年8月2日
■ 所有する当社の株式数 0株

■ 社外取締役候補者 独立役員候補者
■ 社外取締役在任年数 9年



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4月	株式会社第一勧業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行	2011年 6月	同社取締役会長、株式会社みずほ銀行 取締役頭取
2002年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 執行役員	2013年 7月	株式会社みずほ銀行 取締役会長
2003年 3月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員	2014年 4月	みずほフィナンシャルグループ 常任顧問
2004年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員	2016年 6月	一般社団法人日英協会 理事長
2006年 3月	同行常務取締役	2016年 7月	朝日生命保険相互会社 社外取締役(現任)
2007年 4月	同行取締役副頭取	2017年 4月	みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
2008年 4月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員	2017年 5月	当社社外取締役(現任)
2008年 6月	同社取締役副社長	2017年 6月	株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役(現任)
2009年 4月	同社取締役社長	2021年 6月	古河電気工業株式会社 社外取締役(現任)
		2023年 7月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問(現任)

(当社における地位および担当)

取締役
指名委員会議長
報酬委員会議長
監査委員

(重要な兼職)

株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問
朝日生命保険相互会社 社外取締役
株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役
古河電気工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手金融機関の経営者を務め、国際的に活躍され、金融・財務会計分野において高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上にあたり、助言、指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査、指名、報酬の各委員として活動いただくことを予定しています。

5 ピーター チャイルド 再任 ■ 生年月日 1958年3月25日 ■ 所有する当社の株式数 0株 社外取締役候補者 独立役員候補者 ■ 社外取締役在任年数 8年



第101期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
指名委員会
100% (2/2回)
報酬委員会
100% (3/3回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 9月 英国原子力公社入社	1988年 8月 同社ロンドン支社パートナー
1980年 6月 ミシュラン入社	1990年 8月 同社パリ支社シニアパートナー
1984年 1月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社	2007年 4月 同社ロンドン支社シニアパートナー
1987年 8月 同社ロサンゼルス支社マネージャー	2015年 3月 同社香港支社シニアパートナー
	2018年 5月 当社社外取締役 (現任)

(当社における地位および担当)

取締役
指名委員
報酬委員

(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、指名委員、報酬委員として活動いただくことを予定しています。

6 キャリー ユー 再任 ■ 生年月日 1958年9月30日 ■ 所有する当社の株式数 0株 社外取締役候補者 独立役員候補者 ■ 社外取締役在任年数 6年



第101期の出席状況

取締役会
100% (7/7回)
監査委員会
100% (7/7回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 7月 Levy Gee公認会計士事務所入社 (ロンドン)	2006年 1月 PwCグローバル 小売・消費者リーダー
1987年 1月 Coopers & Lybrand (現 PwC) 入社 (香港)	2008年 3月 PwCグローバル ガバナンス委員会メンバー
1991年 9月 PwCバンクーバー マネージャー	2009年 7月 PwC中国・アジア太平洋 小売・消費者リーダー
1996年11月 PwC香港 パートナー	2019年 7月 PwC香港 シニアアドバイザー (現任)
1996年12月 PwC香港 新卒採用パートナー	2020年 5月 当社社外取締役 (現任)
2002年 7月 PwC中国・香港 小売・消費者リーダー	2025年 7月 PwC中国 消費者市場業界リーダー (現任)
2004年 7月 PwC中国・香港 [We care]プログラム 代表	

(当社における地位および担当)

取締役
監査委員

(重要な兼職)

PwC中国 消費者市場業界リーダー
PwC香港 シニアアドバイザー

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手プロフェッショナルサービス企業において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

再任

■ 生年月日 1957年7月30日
 ■ 所有する当社の株式数 0株

■ 社外取締役候補者 独立役員候補者
 ■ 社外取締役在任年数 3年



■ 第101期の出席状況
 取締役会
 100% (7/7回)
 監査委員会
 100% (7/7回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 東京地方検察庁 検事任官	2020年 7月 検事総長
2001年 6月 法務省 刑事局国際課長	2022年 6月 退官
2003年 4月 法務省 矯正局総務課長	2022年 8月 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 (現任)
2006年 7月 法務省 刑事局総務課長	2023年 5月 当社社外取締役 (現任)
2008年 1月 法務省 大臣官房人事課長	2023年 6月 三井物産株式会社 社外監査役 (現任)
2011年 4月 最高検察庁 検事	東海旅客鉄道株式会社 社外監査役 (現任)
2012年 4月 最高検察庁 総務部長	2024年 6月 株式会社SBI新生銀行 社外取締役 (現任)
2013年 7月 仙台地方検察庁 検事正	2026年 2月 株式会社ONODERA Food Service Holdings 社外監査役 (現任)
2014年 1月 法務省 刑事局長	
2018年 1月 名古屋高等検察庁 検事長	
2020年 5月 東京高等検察庁 検事長	

(当社における地位および担当)

取締役
 監査委員会議長

(重要な兼職)

森・濱田松本法律事務所 客員弁護士
 三井物産株式会社 社外監査役
 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役
 株式会社SBI新生銀行 社外取締役
 株式会社ONODERA Food Service Holdings 社外監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東京高等検察庁検事長、検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、リスク管理、法令遵守などコンプライアンス経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

再任

■ 生年月日 1953年7月8日
 ■ 所有する当社の株式数 0株

■ 社外取締役候補者 独立役員候補者
 ■ 社外取締役在任年数 2年



■ 第101期の出席状況
 取締役会
 100% (7/7回)
 監査委員会
 100% (7/7回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年 10月 在日フランス大使館儀典課	2018年 12月 シャネル株式会社 (ロンドン) 取締役
1979年 8月 ジバンシイ入社	シャネル株式会社 (スイス)
1981年 4月 ジバンシイ (日本法人) 設立 代表取締役	トラベル・リテール事業責任者
1985年 9月 シャネル株式会社 香水・化粧品本部長	シャネル株式会社 (日本法人) 取締役会長
1993年 8月 シャネルリミテッド (香港)	2024年 5月 当社社外取締役 (現任)
マネージングダイレクター	2026年 3月 株式会社TASAKIホールディングス
1995年 8月 シャネル株式会社 (日本法人)	取締役 兼 代表執行役社長
代表取締役社長	Global CEO (現任)

(当社における地位および担当)

取締役
 監査委員

(重要な兼職)

株式会社TASAKIホールディングス
 取締役 兼 代表執行役社長 Global CEO

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

欧州・アジアにおいてグローバル企業の事業責任者および日本法人社長を歴任するなど、リテール分野におけるグローバル経営に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

- (注1) 社外取締役在任年数は、本株主総会最終時の年数になります。
- (注2) 塚本隆史氏は2002～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任してこられました。2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお、直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- (注3) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注4) キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)中国の消費者市場業界リーダーおよびPwC香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- なお、キャリー ユー氏の登記上の氏名は、「キャリー イップ」となります。
- (注5) 林眞琴氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- (注6) 当社は、社外取締役の塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリー ユー、林眞琴、リシャル コラスの各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された全ての社外取締役と同契約を締結する予定です。
- (注7) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は以下のとおりです。
- 当社は、取締役の員数を定款で12名以内と定め、取締役会を実効的かつ安定的に運営するために、次にあげる事項を原則とした構成としています。また、当社の取締役候補者選任手続は、社外取締役が議長であり、かつ過半数を占める指名委員会にて決定することにより、透明性・公平性が高いものとしています。
 - 9～10頁に記載のとおり、社内取締役、社外取締役候補者の指名基準、社外取締役の独立性基準の要件を満たした方を選任しています。
 - 取締役会は、その監督機能を十分に発揮させるため、経営、国際、リスク管理、法令遵守、財務会計、金融、IT・デジタル、環境等で高い見識や豊富な経験を有する者で運営いたします。
- (注8) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役および執行役ならびに当社子会社の取締役等の主要な業務執行者であり、保険料は全額会社負担としています。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約については、契約期間満了後も継続する予定としております。なお、次回更新時には経営環境等を踏まえ、必要に応じて保険内容の適切な見直しを検討してまいります。
- (注9) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

以上

1 企業集団の事業の概要

当期は物価上昇が継続する中、実質賃金はマイナスで推移し、光熱費や燃料費等エネルギーコストの上昇も相まって家計負担が増しております。消費者の購買行動において、買い控えなどの節約志向が見受けられました。

イオングループでは、プライベートブランド「トップバリュ」を中心にお値打ち商品の提供に努めるとともに、ヘルス&ウエルネス事業やディベロッパー事業において、お客さまニーズの変化を捉えて事業領域の拡大や提供サービスの強化に努め、お客さまからの支持を高めてまいりました。その結果、連結営業収益は10兆7,153億円、営業利益は2,704億円と増収増益、過去最高を更新しました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比167.5%増の726億円となりました。

2025年度は、「イオンの成長が地域の成長につながる、循環型かつ持続可能な経営」を目指し、中期経営計画で掲げる「5つの変革」を実行してまいりました。

「デジタル」では、グループトータルアプリ「iAEON」の会員数が約2,200万人に拡大するとともに、ネットスーパー「Green Beans」の顧客基盤が90万人へと成長しており、デジタルを起点とした買物体験価値の向上を着実に進めてきました。

「商品とサプライチェーン」では、トップバリュが2桁成長を続け、1.2兆円規模へと成長しました。徹底した企業努力によるお値打ち価格とイオンにしかない独自価値が、お客さまからの継続的な支持を獲得しております。

「ヘルス&ウエルネス」では、株式会社ツルハホールディングスとの経営統合を実現し、国内最大のシェアを有するドラッグストア連合を形成いたしました。ウエルシアホールディングス株式会社においても、新たな成長モデルへの「ドラッグ&フード業態」の構築に着手いたしました。

「イオン生活圏」では、各地域No.1の実現に向けたスーパーマーケット事業のエリア再編に取り組みました。首都圏と近畿圏において「株式会社イオンフードスタイル」の誕生、新生「株式会社ダイエー」への再編を行い、全国のリージョナルシフトを完遂いたしました。

またグループのプラットフォーム機能を担う、イオンモール株式会社およびイオンディライト株式会社の完全子会社化を完了し、グループアセットの最適化と施設価値の向上を図る基盤を構築いたしました。

「アジアシフト」では、成長著しいベトナムを重点エリアとし、ショッピングセンター、GMS、スーパーマーケット、コンビニエンスストアといったマルチフォーマットでの出店を加速し、302店舗体制となりました。大都市から地方都市に至るまで幅広く展開することで、将来の成長を見据えた事業基盤の拡充を進めてまいりました。

これらの取り組みによって構築した事業基盤を基に、更なる事業構造改革を推進し、持続的な成長の実現に取り組んでまいります。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 98 期	第 99 期	第 100 期	第 101 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	9,116,823	9,553,557	10,134,877	10,715,342
営 業 利 益 (百万円)	209,783	250,822	237,747	270,459
経 常 利 益 (百万円)	203,665	237,479	224,223	243,031
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	21,381	44,692	27,168	72,677
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	8.37	17.42	10.57	26.87
総 資 産 (百万円)	12,341,523	12,940,869	13,833,319	15,369,658
純 資 産 (百万円)	1,970,232	2,087,201	2,135,271	2,204,267
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	387.04	410.53	411.65	440.40

(注1)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を第101期の期首から適用しており、第100期に係る連結営業成績および財産の状況については、遡及修正後の数値となっております。

(注2)当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第98期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算出しております。

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,691,864	103.7	21,430	131.0
S M 事 業	3,085,749	101.0	29,870	91.8
D S 事 業	430,512	104.6	7,233	90.5
ヘルス & ウェルネス事業	1,633,318	123.5	52,368	145.4
総合金融事業	567,544	107.0	60,871	99.5
ディベロッパー事業	522,428	105.3	70,916	133.7
サービス・専門店事業	759,617	103.3	27,002	115.7
国際事業	568,284	103.5	10,228	107.7
報告セグメント計	11,259,319	105.6	279,923	116.7
その他事業	80,621	118.2	△14,134	—
合 計	11,339,940	105.7	265,788	115.6
調 整 額	△624,598	—	4,670	59.2
連 結	10,715,342	105.7	270,459	113.8

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー、均一価格雑貨販売業等
SM事業	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
DS事業	ディスカウントストア
ヘルス & ウェルネス事業	ドラッグストア、調剤薬局等
総合金融事業	クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業
ディベロッパー事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・靴等を販売する専門店等
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業、デジタル事業等

(1) 各事業の成果

GMS(総合スーパー)事業

イオンリテール株式会社は、「荒利益額の最大化」「ショッピングセンター収益の改善」「デジタル活用による生産性向上」を軸に収益構造改革を継続しています。トップバリュやSPA商品の拡充による荒利益額の確保、商品構成の見直し、在庫回転の改善に向けた取り組みを推進しました。あわせて、DXを活用した業務効率化や後方業務の省力化を進めた結果、人時生産性の向上に寄与しました。削減した人時は成長分野へ再配置するなど、経費構造改革と営業力強化の両立を図り、将来の収益力向上に向けた事業基盤の強化に取り組みました。



SM(スーパーマーケット)事業

インフレの進行と競争激化に対応し、お客さまの支持と地域シェアを高めるため、新規出店と店舗活性化を全国で積極的に推進しました。特に価格強化は全社を挙げて取り組みを進めました。首都圏では、マックスバリュ関東株式会社がダイエーの関東事業およびイオンマーケット株式会社を統合し、新生「株式会社イオンフードスタイル」として始動しました。また、近畿圏では株式会社ダイエーが株式会社光洋を吸収合併し、新生ダイエーとして再スタートしています。さらに、まいばすけっと株式会社が首都圏での高速出店と店舗管理レベルを両立するオペレーションモデルの構築を進め、過去最高となる出店を行うとともに店舗あたり平均日販も向上させ、シェア拡大に向けた取り組みを進めました。



DS(ディスカウントストア)事業

イオンビッグ株式会社では、DS業態独自のPB開発・拡販や商品構成の見直しにより荒利益を改善したほか、セルフレジの全店導入完了や業務のデジタル化推進による省力化が販管費抑制に寄与しました。株式会社ビッグ・イーでは、低価格訴求を強化し、重点商品の値下げやアウトレット商品の拡販により売上を伸ばしました。また、店舗業務のデジタル化による作業効率や、店舗・本社双方の業務プロセスの改善を進め、生産性向上による持続的なコスト構造改革に継続して取り組んでいます。



ヘルス&ウェルネス事業

ウエルシアホールディングス株式会社では、食品強化による物販部門、調剤併設店の拡大による調剤部門ともに堅調に推移し、増収増益となりました。また、株式会社ツルハホールディングスとウエルシアホールディングス株式会社の経営統合が完了し、売上高2兆円超の日本最大のドラッグストアチェーンが誕生しました。今後、人々の「未病」「予防」「治療」「介護」に従事し、健康寿命の延伸に貢献することにより、地域生活者のより高次のヘルス&ウェルネスを実現することを目指してまいります。



総合金融事業

イオンフィナンシャルサービス株式会社は、小売発の金融グループの強みである「生活者視点」に立ち、お客さまのライフステージや生活環境の変化に対応した金融サービスを国内外で提供しています。国内ではコード決済「AEON Pay」を中心に顧客基盤および利用箇所の拡大を推進しました。海外では、マレーシアでデジタルバンクでの事業者向け預金開始やマーケティング事業会社の設立、ベトナムでは新規取得したファイナンス会社にてローン提供等、イオン生活圏をさらに発展させる取り組みを進めました。



ディベロッパー事業

イオンモール株式会社は、国内では年間21モールでリニューアルを実施しました。テナント構成の見直しや屋内・屋外遊戯施設といった体験型コンテンツの導入により、回遊性と購買機会が向上することで既存資産の収益力向上に向けた取り組みを進めてまいりました。特に、飲食、アミューズメント、サービスといった非物販事業が堅調に推移しました。中国では消費喚起策の取り込みが奏功し、既存モール専門店売上が増加するとともに、ベトナムでは堅調な個人消費を背景に売上が伸長しました。



サービス・専門店事業

イオンディライト株式会社が、顧客内シェアの拡大や新規受託物件の増加に加え、原価上昇への対応やオペレーション改革を行い、増収増益となりました。イオンエンターテイメント株式会社では、好調な興行収入に加え、フードメニューの充実やオリジナルグッズの開発など、物販強化を推進しました。株式会社イオンファンタジーでは、主力のプライズ部門でキッズプライズが引き続き好調に推移したほか、メダル部門や体感部門でも会員数と売上が拡大しました。株式会社コックスは、タイアップ企画によるブランド発信強化と売上拡大を図りました。



国際事業

ベトナムでは、GMSおよびスーパーマーケットの新規出店と既存店の運営力強化に取り組みました。特に食品を中心とした品揃えの充実や大型販促施策が奏功し、加えてオンライン販売も食品を軸にH&BCやキッズ分野が伸長しました。マレーシアでは、食品や衣料品でのプライベートブランドの拡販を進めることで、小売事業の堅調な成長に寄与しました。中国では、トップバリュをはじめとする開発商品の販売拡大を優先するとともに、重点カテゴリーへの集中、経費コントロールを徹底し、収益力回復に取り組みました。



(2) 環境・社会への取り組み

「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指す「イオン サステナビリティ」イオンは、事業を取り巻く社会や環境の変化を踏まえ、持続的な成長と社会価値の創出を両立できるよう定めています。各重点分野に対する現状認識に加え、方針や体制、進め方といったアプローチを整理し、



生物多様性の回復と再生

イオンは、事業全体で自然への依存と影響を踏まえた取り組みを進めています。新店舗がオープンする際、お客さまと敷地内に植樹する「イオン ふるさとの森づくり」と、(公財)イオン環境財団が自然災害などで荒廃した森を再生させることを目的に世界各地で行っている植樹を中心に、2025年度末時点で累計植樹本数は約1,284万本、参加者数は、のべ約129万人(推定)となりました。

また、店舗開発や商品開発においても生態系の保全・創出に配慮しています。イオングループでは、「CASBEE」「DBJ Green Building認証」「WELL Health-Safety Rating」など、第三者機関による建物環境認証取得に努め、自然と調和したまちづくりを推進しています。

脱炭素社会の実現

店舗・物流・サプライチェーンを含む事業全体を対象に、エネルギー利用の見直しや省エネルギー設備の導入、再生可能エネルギーの活用拡大などの取り組みを進めています。店舗への太陽光発電設備の導入を拡大し、2025年は新たに81店舗に導入しました。これらの取り組みにより、事業活動における再生可能エネルギー利用率は約73%となります。また、2025年度までに国内のイオンモールの使用電力を100%再生可能エネルギーとする目標についても、目標水準に達する見込みです。

循環経済の実現

資源制約や廃棄物問題が深刻化する中、商品を扱う小売業には資源循環を促進する役割が求められています。イオンは、プラスチックや食品廃棄物を重点領域と位置づけ、商品設計、販売、回収までの各段階で資源循環の取り組みを進めています。店頭での資源回収やリサイクルの取り組みを拡大し、これまでの店頭でのペットボトル回収量は累計で約8.5万トンとなりました。今後は、衣料品においても回収・循環の取り組みを拡大し、限りある資源の回収・再利用・再生の取り組みをさらに加速します。

基本方針]のもと、事業活動を通じて様々な環境・社会課題の解決に取り組んでいます。

この事業活動と社会課題との関係性を整理し、経営として優先的に取り組むテーマを明確にした重点分野成果を開示することで、実効性と透明性の高い取り組みを推進しています。

<p>イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン 2001年～</p> <p>累計贈呈金額 約58億円</p> 	<p>太陽光パネル導入 2004年～</p> <p>累計導入店舗 1,554店舗/カ所</p> 	<p>イオン子ども食堂応援団 2020年～</p> <p>累計募金総額 約2.5億円</p> 	<p>イオン能登支援プロジェクト 2024年～</p> <p>能登支援ボランティアのべ参加人数 1,084人</p> 
---	---	---	--

コミュニティとの協業

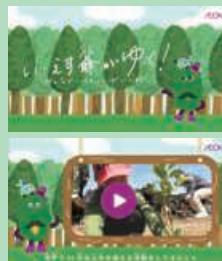
地域社会を取り巻く課題は多様化しています。イオンは、地域に根ざした事業展開を基盤にコミュニティとの協働を進め、地域課題の解決や災害時の支援など継続的な協働体制の構築に取り組んでいます。2024年からは「イオン能登支援プロジェクト」を立ち上げ、「ボランティア支援」「コミュニティ・文化復興支援」「なりわい復興支援」の3つを柱に能登地域の復興に貢献することを目指しています。

TOPICS

イオンのサステナビリティがまとめて見られる「ライブラリ」ページを公開しました

イオンのサステナビリティに関する資料や動画をまとめてご覧いただける「ライブラリ」ページを公開しています。イオンの環境・社会活動をストーリー形式で紹介した「みんなで作る未来ブック」は、植樹活動や資源循環などの取り組みをイラストとともに親しみやすく解説しています。また、ESGの取り組みを気軽に理解できる30秒動画『いーえす爺がゆく!』は、イオンの森づくりやボトルtoボトルなど、さまざまな活動を短時間で紹介しています。ぜひご覧ください。

<https://www.aeon.info/sustainability/library/>



2 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、賃金上昇を上回る物価上昇の常態化やあらゆるコストの上昇圧力、人手不足の深刻化、さらには気候変動や地政学的要因に伴う原材料・エネルギー調達環境の不安定化など、大きな変化の局面にあります。

このように変化が激しい環境下においては、イオンのマルチフォーマットの事業展開による「適応力」とグループ間の投資配分による「メリハリをつけた事業ポートフォリオ戦略」は大きな強みと言えます。

今後の事業環境の変化と、それに伴う消費者ニーズの変化を見据え、以下に示す5つの重点施策によってポートフォリオの質を高め、持続的成長を実現するための事業基盤の確立に取り組んでまいります。

①食品小売事業の収益構造改革

【商品】 昨今のお客さまの多様化するニーズに対応するため、プライベートブランド「トップバリュ」とナショナルブランド商品の供給はイオングループのスケールメリットを活用してまいります。生産から販売までの一気通貫の効率的な全体サプライチェーンの構築により、原価構造を見直し、価格と価値の両面でお客さまに選ばれる商品を提供してまいります。

【店舗フォーマット・インフラ】 良質な惣菜をお値ごろな価格で提供することを可能とするプロセスセンターや物流センターへの投資を強化し、構造的な競争優位性を備えた事業モデルへの転換を進めてまいります。



②新たなヘルス&ウエルネス事業への進化

株式会社ツルハホールディングスとウエルシアホールディングス株式会社との統合シナジーの創出に向けて、共同調達、プライベートブランド商品供給等の取り組みを着実に進めてまいります。

また、当社グループのもつ商品調達網・リテールテック等の経営資源を活用し、食品を強化した「ドラッグ&フード業態」の構築に着手しています。今後はオンライン・オフライン両方の顧客接点を起点に、健康軸での多様なサービス領域を含む包括的なヘルス&ウエルネス事業へと発展させてまいります。



③ディベロッパーとエンターテインメントの融合

ディベロッパー事業は、地域に不足している公園や図書館などの社会インフラの補完、気候変動により失われつつある遊ぶ場や機会の提供など、こうした社会課題に解決策を提供できる事業と位置付けています。「買い物の場」とどまらず、「地域インフラとしての機能強化」と「体験・エンタメ機能の強化」の2軸でリモデルしていきます。

特に、エンターテインメント領域を成長コンテンツとして国内最大規模のモール・ショッピングセンターに取り込むことで、来店動機が多様化を図り集客力・アセット価値の向上を図るとともに、グループ全体のブランドイメージの進化と新たな顧客層拡大につなげてまいります。



④海外事業の成長加速

将来の国内市場環境を見据え、海外事業を次世代の成長ドライバーと位置づけ、特に成長著しいベトナムにおいて小売およびディベロッパー事業を中心とした事業基盤の拡充を進めています。

今後は、主要都市圏に加え地方中核都市でのドミナント形成を通じ、グループの顧客基盤を活用した金融、エンターテインメント等のサービス事業を含むマルチフォーマットでの成長を加速してまいります。



⑤事業構造改革の断行

「収益性の向上」に向けて、これまで以上に踏み込んだ事業構造改革を進め、「競争力ある事業構造への転換」に取り組んでいます。

イオンモール株式会社、イオンディライト株式会社、株式会社サンデー、株式会社ジーフト等、既存事業の再成長に向けた資本政策と並行し、グループ企業の中の不採算企業を特定した上で、グループ内再編や事業整理に着手しています。今後、これらの取組みによって経営効率を向上させ、創出した資金を成長領域へ傾斜配分することにより、ポートフォリオの質を高めてまいります。

■イオンの基本理念を具現化する公益財団法人

事業活動を通じた取り組みに加えて、「公益財団法人イオンワンパーセントクラブ」「公益財団法人イオン環境財団」「公益財団法人岡田文化財団」と連携し、環境・社会貢献活動を推進しています。それぞれの専門分野に特化した3財団が、イオンの基本理念を具体的に体現しています。

公益財団法人 ワンパーセント イオン1%クラブ

1989年に創設を宣言し1990年に設立されました。「お客さまからいただいた利益を社会のために役立てる」という想いのもと、イオングループの主要企業が税引前利益の1%相当額を拠出し、「青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善」「地域社会の発展への貢献」「災害復興支援」を柱に活動しています。



青少年の
健全な育成

イオン チアーズクラブ
累計メンバー数 **119,861人**

環境・社会をテーマに、子どもたちが社会的なルールを学びながら身近な地域の問題を主体的に捉え、考える力を育てます。「イオン チアーズクラブ」は、全国のイオングループの店舗等を拠点に「環境・社会」に関する体験学習を行っています。また、農作物を作ることの大変さと喜びを実感し、体系的に農業について学ぶ場として「チアーズ農園」を茨城県、宮城県、兵庫県の3か所で開園しています。



諸外国との
友好親善

イオン スカラシップ
累計給付人数 **9,923人**

学生たちに国際的な文化・人材交流の機会を提供し、相互理解を深めることで日本と諸外国との友好親善を深めます。「イオン スカラシップ」は、日本を含むアジアの大学生を対象に、将来日本と母国の架け橋となり活躍してほしいとの願いの下2006年より実施しています。これまでに約1万名の大学生に奨学金の給付をするほか大学を超えた奨学生同士の交流の場を提供しています。



地域社会の
発展への貢献

地域に根ざし、次代に引き継ぐべき伝統行事や文化の継承を支援します。また、地域社会が抱える諸問題の解決に取組み、地域の方々が絆を深める機会を提供します。

ふるさと未来支援



災害復興支援

国内外で発生した災害により被災した方々が、日常生活を一日でも早く取り戻せるよう、迅速な緊急支援金の贈呈等を行い、復旧・復興を支援しています。

首里城復興支援



公益財団法人 イオン環境財団

1990年、岡田卓也名誉理事長（イオン株式会社 名誉会長相談役）により設立された、日本初の地球環境に特化した民間企業による財団です。地球規模課題の深刻化を背景に設立され、国内外で環境保全活動を推進しており、現在は持続可能な地域社会の実現を目指し、地域と連携した新たな里山づくりにも取り組んでいます。



招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類要旨

株主優待等

事前登録等

植樹

自然災害や伐採などで失われた森林や防災林の再生、気候変動課題の解決を目指し、アジアを中心とした世界各地で地域ボランティアの皆さまと植樹を行っています。枝打ちや下草刈りなどを実施し、森を活かしています。

植樹実施国 **11カ国**



カンボジア アンコール・イオンネイチャーパーク

環境活動助成

世界各地で環境活動に積極的に取り組む非営利団体に対して、毎年総額約1億円を助成しています。

累計団体数 **3,657団体**
累計助成金額 **32億9,235万円**



助成先団体 CHARCOAL&AXE

環境教育・共同研究

国際専門機関やアジアの主要大学と連携し里山の共同研究を進め、グローバルな環境分野のリーダーとなるグリーン人材を育成しています。

ユースプログラム
累計参加者数 **16カ国 796人**



東京 第3回 イオンSATOYAMAフォーラム

顕彰

生物多様性保全と利活用に顕著な貢献をした個人・団体に対し、「生物多様性みどり賞(The MIDORI Prize for Biodiversity)」を授与し、各環境活動の拡大を目指しています。

累計授賞数 **20カ国 21人 38団体**



コロンビア カリ 授賞式

公益財団法人 岡田文化財団

<https://okadabunka.or.jp/>



1979年三重県における芸術・文化活動の育成・援助、文化財の保全・修理等を目的として設立しました。2005年には美術館事業を開始し、収蔵作品の多彩なコレクション群、魅力あふれる企画展を両輪に展覧会を開催しています。

その他「助成事業」「主催事業」「奨学金事業」を行っており、新たに2023年3月からは、地域の新しい名所づくり「さくらプロジェクト」をスタートし、2026年3月で累計約4千本のさくらの苗木を三重県下48カ所に植樹しました。



数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループとして、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益

10兆 7,153 億円

連結営業利益

2,704 億円

親会社株主に
帰属する
当期純利益

726 億円

店舗数

20,257 店舗
(うち海外店舗数 1,352店舗)

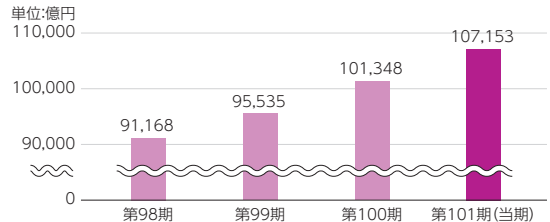
イオンカード等
金融サービス
顧客ID数

5,951 万人
(うち国内 3,925万人)

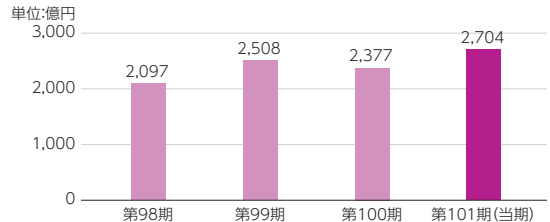
電子マネー
[WAON]
累計発行枚数

1億 1,026 万枚

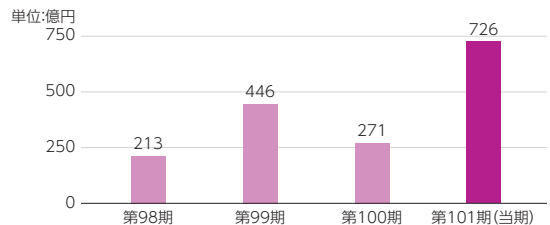
連結営業収益



連結営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益



3 企業集団および当社の概況 (2026年2月28日現在)

(1) 当社の株式に関する事項

- | | | | |
|---------------------|----------------|----------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 7,200,000,000株 | ④ 当期末株主数 | 1,145,081名 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式を含む) | 2,783,529,021株 | ⑤ 単元株式数 | 100株 |
| ③ 大株主(上位10名) | | | |

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	353,095	12.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	108,353	3.91
株式会社みずほ銀行	102,023	3.68
公益財団法人岡田文化財団	66,210	2.39
公益財団法人イオン環境財団	65,454	2.36
農林中央金庫	56,545	2.04
JPMORGANCHASEBANK385781	36,495	1.32
公益財団法人イオンワンパーセントクラブ	34,899	1.26
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	33,514	1.21
イオン共栄会(野村證券口)	33,465	1.21

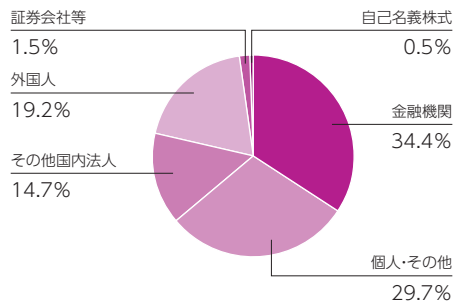
(注1) 持株比率は自己株式(14,337,847株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。

(注2) 株式会社みずほ銀行の持株数には、同行が退職給付信託に係る株式として拠出している株式28,134千株(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」)を含めています。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- 2025年7月1日を効力発生日とするイオンモール株式会社との株式交換に伴い、発行済株式総数は55,918,435株増加して927,843,007株となりました。
- 2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は4,800,000,000株増加して7,200,000,000株、発行済株式総数は1,855,686,014株増加して2,783,529,021株となっております。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



(2) 当社の会社役員に関する事項

● 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

■ 取締役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

	基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	5名	5名
支給額	102百万円	102百万円

■ 執行役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

地位	人数	基本報酬	業績報酬	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック オプションによる報酬)	合計
代表執行役 会長 岡田 元也	1名	54百万円	38百万円	40百万円	133百万円
代表執行役 社長 吉田 昭夫	1名	64百万円	52百万円	54百万円	172百万円
執行役 副社長 羽生 有希	1名	36百万円	16百万円	23百万円	75百万円
執行役 副社長 土谷 美津子	1名	41百万円	26百万円	35百万円	103百万円
執行役 副社長 ジェリー ブラック	1名	39百万円	25百万円	33百万円	98百万円
執行役 副社長 渡邊 廣之	1名	33百万円	17百万円	24百万円	75百万円
執行役	11名	264百万円	109百万円	152百万円	526百万円
合計	17名	534百万円	285百万円	363百万円	1,184百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第101期の業績に基づき2026年4月9日開催の報酬委員会および取締役会により決定しました。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2026年6月21日に新株予約権を割当てる予定であり、上記の支給額は、2026年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注2) 基本報酬額は、社内規程に基づく懲戒等の適用による減額後の金額となります。

(3) 企業結合の状況等

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオン北海道株式会社	6,100百万円	67.22	総合小売業
イオン九州株式会社	4,915百万円	70.18	総合小売業
株式会社サンデー	3,253百万円	76.87	ホームセンター

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
		%	
株式会社キャンドウ	3,028百万円	51.07	均一価格雑貨販売業
イオンリテール株式会社	100百万円	100.00	総合小売業
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	52.90	スーパーマーケット事業の管理
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	64.55	スーパーマーケット
株式会社フジ	22,000百万円	51.49	総合小売業
ミニストップ株式会社	7,491百万円	54.11	コンビニエンスストア
(ヘルス&ウエルネス事業)			
株式会社ツルハホールディングス	12,300百万円	50.47	ドラッグ事業の管理
(総合金融事業)			
イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.99	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	70.42	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	541百万マレーシアドル	63.32	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.	250百万タイバーツ	63.76	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業)			
イオンモール株式会社	42,430百万円	100.00	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業)			
株式会社コックス	4,503百万円	71.53	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,764百万円	66.87	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	100.00	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社イオンファンタジー	1,829百万円	63.14	アミューズメント業
(国際事業)			
AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	52.03	総合小売業
AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD.	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 当期末において、特定完全子会社はありません。

(4) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、更なる利益成長ならびに株主還元を努めていきます。

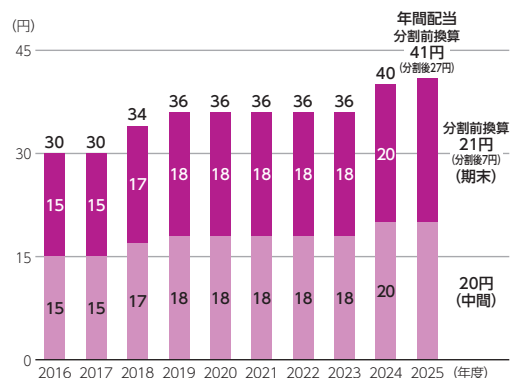
また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2026年4月9日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当7円とさせていただきます。

当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。株式分割換算前の1株当たりの配当金については、中間配当20円と合わせて年間配当金41円となり、これは前事業年度に比べ1株につき1円の増配となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2026年4月30日(木)とさせていただきます。

年間配当金の推移(1株当たり)



■ 下記内容に関しては、ウェブサイトに掲載しているため、本招集ご通知には記載しておりません。

詳細のご確認は、下記のウェブサイトよりご確認くださいませ。

● ウェブサイトでご確認いただける事項

■ 事業報告

取締役会および各委員会の活動状況等、人材の活躍・ダイバーシティの推進、主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況、当社の会社役員に関する事項(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等)、当社の会計監査人の状況、従業員の状況、当社の主要な借入先
当社の新株予約権等に関する事項、会社の体制および方針、会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類・計算書類

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

■ 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告、会計監査人の監査報告、監査委員会の監査報告

● 当社ウェブサイト

<https://www.aeon.info/ir/>

(※ウェブサイト内の「株主総会」をクリックしご確認ください。)



● 株主総会資料掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/8267/teiji/>



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類(要旨)

連結貸借対照表

(単位:百万円未満切捨)

	当期末 2026.2.28現在	前期末 2025.2.28現在
【資産の部】		
流動資産	9,677,706	8,693,526
(うち棚卸資産)	829,524	649,955
固定資産	5,691,952	5,139,792
有形固定資産	3,941,556	3,599,604
無形固定資産	596,336	416,147
投資その他の資産	1,154,058	1,124,039
資産合計	15,369,658	13,833,319
【負債の部】		
流動負債	9,285,550	8,443,663
固定負債	3,879,840	3,254,384
負債合計	13,165,391	11,698,047
【純資産の部】		
株主資本	1,025,696	941,779
資本金	220,007	220,007
資本剰余金	338,309	298,350
利益剰余金	473,986	436,709
自己株式	△6,607	△13,288
その他の包括利益累計額	192,725	121,495
新株予約権	1,751	1,321
非支配株主持分	984,094	1,070,674
純資産合計	2,204,267	2,135,271
負債及び純資産合計	15,369,658	13,833,319

連結損益計算書

(単位:百万円未満切捨)

	当期 2025.3.1~2026.2.28	前期 2024.3.1~2025.2.28
営業収益	10,715,342	10,134,877
売上高	9,355,439	8,829,564
総合金融事業における営業収益	486,237	467,023
その他の営業収益	873,665	838,289
営業原価	6,804,966	6,380,141
売上原価	6,706,260	6,313,968
総合金融事業における営業原価	98,705	66,173
営業総利益	3,910,376	3,754,736
販売費及び一般管理費	3,639,916	3,516,989
営業利益	270,459	237,747
営業外収益	37,577	39,634
営業外費用	65,005	53,158
経常利益	243,031	224,223
特別利益	91,933	35,798
特別損失	127,507	96,328
税金等調整前当期純利益	207,457	163,693
法人税、住民税及び事業税	101,442	102,159
法人税等調整額	△18,521	△8,189
当期純利益	124,536	69,722
非支配株主に帰属する当期純利益	51,858	42,553
親会社株主に帰属する当期純利益	72,677	27,168

株主優待制度のご案内

ご優待

01

イオン株主さまご優待カード(イオンオーナーズカード)

特典

半年ごとの還元

イオンオーナーズカードをお会計の前にレジにてご登録(レジでの読込)ください。

現金/WAON(イオンの電子マネー)/AEON Pay(※印参照)/イオンマークのカードでのクレジット払い/イオン商品券/イオンギフトカード(カードタイプの商品券)でのお支払いのお買上げ金額が還元特典の対象になります。後日、半年ごとのお買上げ金額に対して株式数に応じた割合で現金またはWAON POINTで還元します。

※AEON PayのWAON POINT充当払いは、特典対象になりませんのでご注意ください。

- ・上記以外でのお支払いは、還元特典の対象にはなりません。
- ・専門店等一部の会社・売場では、現金払いのみの適用となります。

還元のスケジュール

還元額はご利用金額に対し、株式数に応じた還元率をかけて計算します。

ご利用期間と
還元時期

3/1～8/末のお買物に対し 10月に還元

10月

9/1～2/末のお買物に対し 4月に還元

4月

※新規でご登録の株主さま、お申込みの方は、オーナーズカードが届きましてからのご利用となりますので、初回ご利用期間は上記より短くなります。

還元方法

現金またはWAON POINTのどちらかでお受け取りとなります。

ご優待

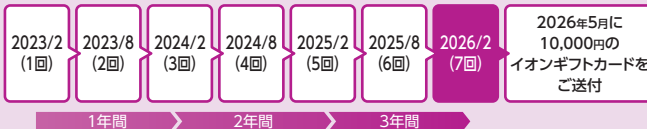
02

長期保有株主優待制度(イオンギフトカード)

長期保有株主優待制度は、3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点の株主名簿に基づき、1,500株以上保有の株主さまに、下記の基準で保有株式数に応じたイオンギフトカードを進呈させていただきます。

たとえば

2023年2月期末以前から株主名簿に同一株主番号で継続記載されて、15,000株以上保有していた場合

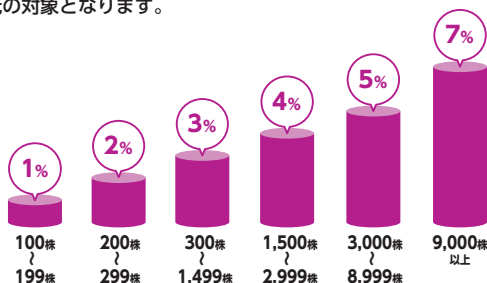


1年間

2年間

3年間

2月末日の保有株式数	イオンギフトカード金額
1,500株～2,999株	1,000円
3,000株～5,999株	2,000円
6,000株～8,999株	4,000円
9,000株～14,999株	6,000円
15,000株以上	10,000円



お持ちの株式数と還元率

半年ごとに家族カードのご利用分と合わせて最高100万円までのお買物が還元の対象となります。

■ イオンラウンジのご案内

イオンラウンジとは、イオンでのお買い物の合間にごゆっくりとおくつろぎいただける、イオンラウンジ会員さま限定の専用空間となっております。

利用条件	2026年5月1日より イオン(株)株主さまの月間利用回数	イオン(株)以外の株主さまおよび イオンカード会員さまの月間利用回数
	1,500株以上 : 16回 300~1,499株 : 8回 100~299株 : 4回	8回
※1日1回の利用となります。		
利用時間	1回につき最大30分まで	
同伴者	3名まで ・3歳以上のお子さまを含めたご利用人数で予約ください。 ・但し同伴人数2名~3名でご利用の場合は、ご利用回数を2回分でカウントさせていただきます。	



下記店舗にも開設いたしました。
是非ご利用ください。


- ・イオンモール須坂
- ・イオンスタイル市川コルトンプラザ
- ・イオンセントラルスクエア静岡

■ ラウンジサービス内容のご案内

 <p>会員専用空間 で休憩</p> <p>買い物の合間に 特別空間でおくつろぎ</p>	 <p>事前予約で、 待ち時間無し</p> <p>2週間先まで 事前予約可能</p>	 <p>無料の ドリンクサービス</p> <p>イオンならではの ドリンクでほっと一息</p>
---	---	--

■ イオンラウンジのご利用方法

ラウンジ利用には必ず**事前予約**が必要です。

STEP 1 予約する		STEP 2 利用する
 <p>スマホ</p>	<p>来店不要で予約可能！ カンタン・楽ちん iAEONアプリ で予約</p>	<p>店頭タブレットにて QRコードを スキャン</p> <p>(アプリ表示または 発行レシート表示)</p>
<p>店頭</p>	<p>直接ご来店いただき 店頭タブレットより予約 QRコード付きレシート発行</p>	

- イオンラウンジ設置店舗・ご利用条件等の詳細につきましてはウェブサイトよりご確認ください。
イオンラウンジウェブサイト <https://www.aeon.com/aeonapp/service/lounge>



■ 「イオンオーナーズクラブ」のご案内

iAEONの株主さま専用サービス「イオンオーナーズクラブ」誕生！

iAEONアプリへの株主さまご登録で、株主優待をもっと便利に！
「イオンオーナーズクラブ」限定の情報・サービスもタイムリーにお届け！

- 2026年4月17日より、「イオンオーナーズクラブ」がスタート！
2023年10月より開始した「オーナーズカード」へのiAEON登録対象者の拡大や株主さま向け情報・サービスの提供を開始。
- さらに、ご送付書類の電子交付やペーパーレス化など、お客さま株主の利便性向上と環境負荷軽減に継続的に取り組んでまいります。

■ 「イオンオーナーズクラブ」の主な機能

- iAEON版オーナーズカード：カードを持ち歩かなくてもOK！
- 選べる還元方法：現金でご返金を希望される方のご登録開始！
- イオンについて知る：グループの情報をタイムリーにお届け！
- 限定情報・サービス：株主さま向けのお知らせ・イベント配信！
- ペーパーレス：各種書類や郵送を停止し、環境にやさしい！
- 還元の早期化：WAON POINTでの還元の場合、現金より約1ヶ月早い受取を予定！



ご登録にあたって

- イオンのトータルアプリ「iAEON」をスマートフォンにダウンロードいただき、株主さま情報等をご登録いただくことで、「イオンオーナーズクラブ」をご利用いただけます。
- ご登録が可能なのは、「オーナーズカード」をお持ちの株主さまご本人のみとなります。
- すでに「オーナーズカード」をiAEONにご登録済の方は、初回表示される利用規約に同意いただいた後、iAEONトップページの「オーナーズクラブ」からご利用いただけます。

■ 「オーナーズクラブ」のご登録・ご利用方法について詳しくは、下記ウェブサイトよりご確認ください。
「オーナーズクラブ」ご案内サイト <https://www.aeon.info/ir/stock/benefit/iaeon/>



■ 当日のご出席に関する事前登録のお願い

会場でのご出席に比べ、ご自宅等から、当社指定のウェブサイトを通じてアクセスし、議決権行使やご質問等が可能なインターネット出席をご用意しています。当日のインターネットでのご出席は、事前登録が必要となります。また、会場でのご出席をご希望の株主さまは、事前登録へのご協力をお願いいたします。ご登録にあたって必要となるID・パスワードは本招集ご通知とあわせてお送りする書類「イオン株式会社 第101期定時株主総会 インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載されています。また、注意事項等は、本招集ご通知とあわせてお送りする書類（「会場及びインターネットご出席の事前登録のお願い」）をご確認ください。

1 会場でのご出席



- お土産のご用意の予定はございません。
- 会場準備の都合により、事前登録をお願いしております。当日、会場でのご出席をご希望の場合は、事前登録へのご協力のほどお願いします。
ご出席ご希望の株主さまは、下記ウェブサイトのご案内に沿ってお申込みください。詳しくは本招集ご通知とあわせてお送りする書類をご確認ください。
- 当日は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書と本通知をご持参のうえご来場ください。

登録の受付期限 **2026年5月13日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



2 インターネット出席



当社指定のウェブサイトを通じ、当日、インターネットによるライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問等を行えます。インターネットでご出席いただく通信環境を整えるため、事前登録制としています。**ご出席をご希望の場合は、必ず下記のウェブサイトよりご登録ください。**ご登録いただき当日インターネット出席されますと、株主総会会場へお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したもものとして取り扱われます。ご出席をご希望の株主さまは必ず、受付期限までにご登録をお願いします。また、次頁の注意事項をご確認ください。

登録の受付期限 **2026年5月13日(水曜日)午後6時まで**

ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



当日、ご出席をご希望の場合は、「事前登録」をお願いします。

今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、上記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますのでご出席いただく株主さまは、当日ご出席前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

注意事項

<インターネット出席をご希望の株主の皆さまへ>

- **ご出席をご希望の場合は、必ず事前登録をお願いします。事前にご登録いただけない場合はインターネットでの出席はできません。**
- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。
- 通信環境等の影響により、通信遅延や接続不能、接続後のインターネットのライブ中継の映像や音声の乱れ、一時中断など通信障害が発生する可能性があります。当社は、そのような障害によって株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- 視聴環境等の詳細につきましては、下記ウェブサイトからご確認くださいませのでご参照ください。
- 円滑な株主総会運営のため、動議につきましては、株主総会の手続に関するものおよび議案に関するものを含めすべて、会場での出席株主さまから提出いただいたもののみを取り上げ、インターネットでの出席株主さまからの提出は受け付けないこととさせていただきます。
- 動議を提出する可能性がある株主さまにおかれましては、会場での出席の方法で株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。また、同様の理由から、動議の採決につきましては、インターネットでの出席株主さまは棄権または欠席と取り扱うこととさせていただきます。動議の採決への参加を希望される株主さまにおかれましては、会場での出席の方法で株主総会にご出席いただきますようお願い申し上げます。
- 株主さまの代理人によるインターネット出席(株主さま以外のご視聴含む)はお断りさせていただきます。ライブ中継のインターネット配信URL、ID、パスワード等を第三者に共有すること、また、株主総会の模様を録音、録画、公開等をすることはお断りさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、インターネット出席の株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただきます。
- 通信の安定性が懸念される想定を超えるご応募があった場合は、期日前に受付を終了する場合がございます。

<その他>

- 当日のインターネットによるライブ中継では、質疑応答を含めた中継となりますので、ご出席いただく株主さまの映像・音声、配信されますので予めご了承ください。
- 会場、インターネットの両方での出席はできません。会場、インターネットの両方での出席が確認された場合は、会場での出席扱いにさせていただきます。
- 事前に議決権行使を行い、当日は株主総会の模様をインターネットで**ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です**。ご視聴時のアクセス先で求められる「視聴コード」は、8頁に記載されたものをご確認のうえご入力ください。

今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますのでご出席いただく株主さまは、当日ご出席前に必ずご確認くださいませようお願いします。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



株主総会会場のご案内

【場 所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地 幕張メッセ 国際展示場 展示ホール5

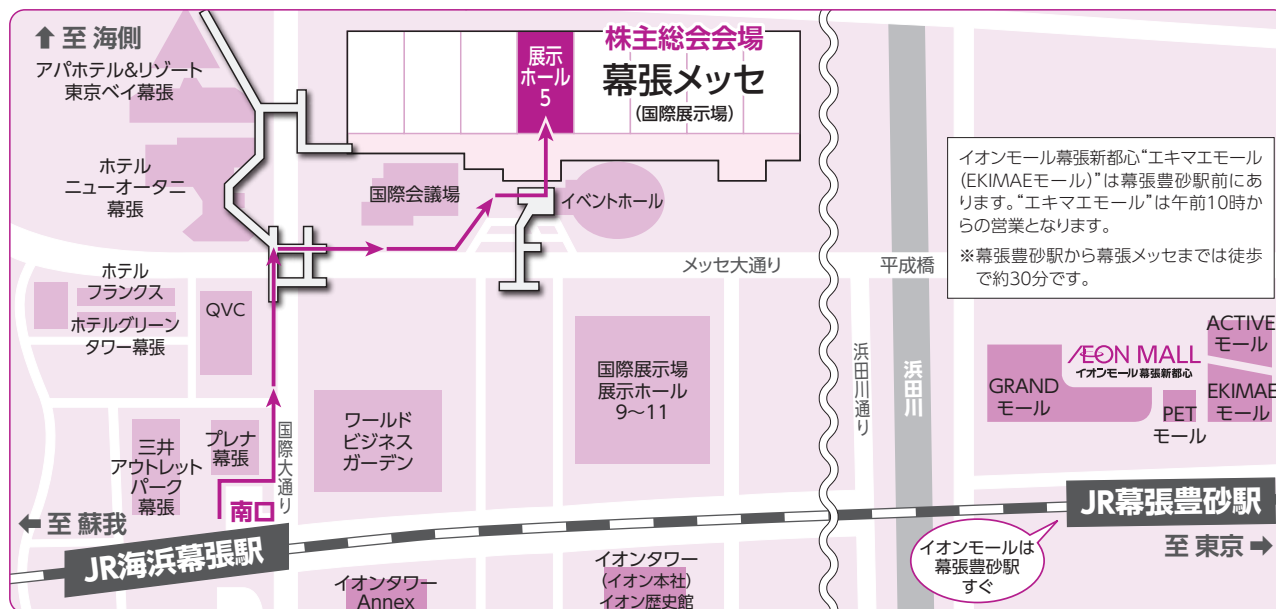
- 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主さまは、会場スタッフへお声がけください。
幕張メッセのバリアフリー情報： <https://www.m-messe.co.jp/barrierfree/>

【交 通】

J R 京葉線「海浜幕張駅」南口より徒歩約10分

J R 総武線・京成線「幕張本郷駅」から「幕張メッセ中央」行きバスで約17分

スマートフォンで読み取ると、株主総会会場までのナビゲーションがご利用いただけます。



- 株主総会当日は、株主総会場で「イオン株式会社化100年」についての展示も開催しております。午前9時より開場となりますので株主総会開会前にぜひご覧ください。
- 株主総会終了後は、イオンモール幕張新都心でのイベントやイオンタワー内イオン歴史館の公開を予定しております。ぜひお立ち寄りください。
- イオンモール幕張新都心およびイオン歴史館へは株主総会会場から無料シャトルバスが巡回予定です。ぜひご利用ください。

皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。



議決権行使は株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。株主総会へご出席いただけない場合は、郵送またはスマートフォン等でご行使いただけます。当社ではCO₂の削減につながり、即時に議決権の行使が反映されるスマートフォン等での電磁的行使をおすすめしています。また「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動にお役立てさせていただいており、昨年は992万円の寄付を行いました。議決権を行使いただいた株主の皆さまに素敵な企画をご用意していますので、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

更に

素敵な特典！

★3,000円分の商品券を500名様にプレゼント！

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から抽選で500名様にプレゼントします。

★さらに、イオン株式会社化100年を記念して3,000円分の商品券を500名様にプレゼント！

本年、当社は株式会社化100年を迎えます。「これからのイオンについて」のご意見を上記アンケートにご記載いただいた方の中から抽選でさらに500名様にプレゼントします。

★株主さまご優待パスポートを進呈！

議決権行使をされたすべての株主さまに総合スーパーのイオン、イオンスタイル等で一日限りお好きな日にご利用いただけるパスポートを進呈します。6月下旬頃に発送の予定です。

議決権行使のお願い(スマートフォンで簡単にご行使いただけます)

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単!] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

※操作画面はイメージです。

ステップ1



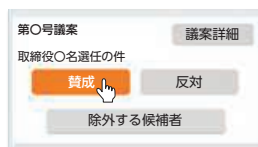
議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

ステップ2



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

ステップ3



画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、「議案詳細」から議案が参照できます。

ステップ4



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご留意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。



木を植えています

私たちはイオンです



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

株主の皆さまへ

第101期定時株主総会資料 (書面交付請求に伴う交付書面)

「第101期 定時株主総会招集ご通知」と本紙を合わせ、
法令および当社定款の規定に基づく書面交付請求に
伴う交付書面としております。

2026年4月28日

目次

■事業報告

- コーポレート・ガバナンス 1頁
(取締役会および各委員会の活動状況等)
- 人材の活躍・ダイバーシティの推進 3頁
(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進、人的資本への投資)
- 主要な事業内容、店舗数、資金調達および設備投資の状況 4頁
- 当社の会社役員に関する事項 5頁
(会社役員の状況、社外取締役に関する事項、責任限定契約の概要、役員等賠償責任保険契約の概要、当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針、役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容)
- 当社の会計監査人の状況 12頁
- 従業員の状況、当社の主要な借入先 13頁

■連結計算書類

- 連結貸借対照表 14頁
- 連結損益計算書 15頁

■計算書類

- 貸借対照表 16頁
- 損益計算書 17頁

■監査報告

- 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 18頁
- 会計監査人の監査報告 20頁
- 監査委員会の監査報告 22頁

■ご参考

- 本株主総会終了後の各委員会委員および執行役 24頁
- 株主メモ 25頁

■事業報告 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

●企業集団の事業の概要

コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンス改革の歩み】

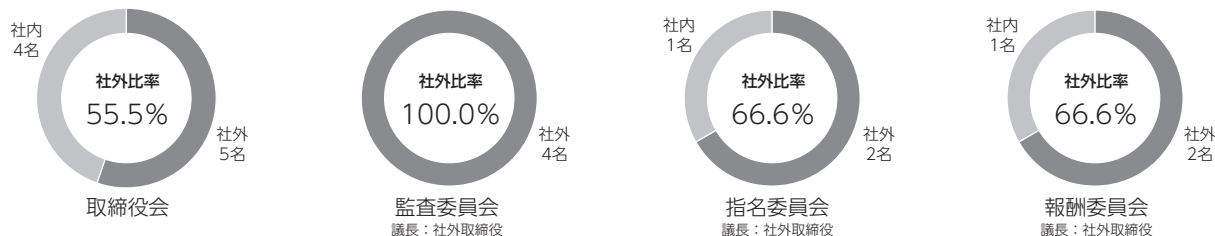
当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。2003年には、取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離する「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。また、当社では取締役の過半数を社外取締役とし、「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」、2023年には「イオングループ未来ビジョン」を制定し、企業活動の指針としています。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年～	2018年	2019年	2020年～	2022年	2023年	2024年～
商号	ジャスコ(株)	イオン(株) (2001年8月～)												
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社 (2008年8月～)									
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社 (2003年5月～)											
各委員会	-		指名委員会 (議長:社外取締役)											
	-		報酬委員会 (議長:社外取締役)											
	-		監査委員会 (議長:社外取締役)											
取締役	23名		8名	7名	7名	9名				8名	7名		9名	
(内:社外取締役)	-		※注	4名 (半数)	3名	3名	5名 (過半数)				4名 (過半数)		5名 (過半数)	
(内:女性)							1名				2名		3名	
(内:外国人)									1名		2名		3名	
取締役会の運営等									取締役会の実効性評価					
									社外取締役ミーティング					
理念・方針	イオンの基本理念 (1989年～)													
									コーポレートガバナンス基本方針制定					
	イオングループ未来ビジョン制定 →													

※注:社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。

取締役会&3委員会の構成



※社外取締役5名全員は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

【各機関の主な役割と開催状況】

	開催状況	主な役割
取締役会	年7回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役の職務遂行の監督 会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年7回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役の職務執行の監査 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年2回	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年3回	<ul style="list-style-type: none"> 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

※上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

※上記の取締役会、各委員会での活動のほか、社外取締役ミーティング、政策審議ミーティングの開催に加え事業所の視察等を行っています。

【取締役会の活動状況】

当事業年度は取締役会を7回開催し、各取締役の出席率は100%です。取締役会では、会社法などに定められた決議や報告事項に加え、当社の持続的な成長と企業価値の向上を目指し、長期的な視点から経営に関する重要事項について活発に議論を行いました。2025年度は、リスク・コンプライアンスなどガバナンスに関する議論や、2026年度から始動する中期経営計画の策定に関する議論を重ねてまいりました。中期経営計画及び当社の重要な政策に関しては、取締役会に加え、社外取締役が参画する「政策審議」を年3回実施し、議論を深めてまいりました。

こうした議論の充実に向け、社外取締役への事前説明会や月次レポートなどを通じた幅広い情報共有及び進捗状況のフォローアップを継続して実施しております。さらに、社外取締役によるグループ事業の視察機会を充実させ、既成概念に縛られない多様な視点を取り入れ、中長期的な観点から取締役会の議論に反映させています。

2026年度は、新たな中期経営計画が始動する年度であり、中長期的な企業価値向上に向けたモニタリングを強化し、取締役会の実効性を一層向上させてまいります。

【監査委員会の活動状況】

当事業年度は監査委員会を7回開催し、各委員の出席率は100%です。監査委員会における主な決議事項は、年度の監査方針、監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意等です。更に、会計監査人の監査計画・四半期レビュー報告、経営監査室の監査報告、執行部門によるリスクマネジメントの取り組み、内部通報制度の運用状況、お客さまの声への対応状況、財務・経理の状況等について報告を受け、執行役の職務執行の状況と内部統制のシステムに関する理解を深めるための対話を行っております。加えて、会計監査人の独立性を確保するため、非保証業務提供に関し、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)の基準に従い、会計監査人等の非保証業務提供に関する事前了解の基本方針に則り、適切に運用されていることを確認しています。

【指名委員会の活動状況】

当事業年度は指名委員会を2回開催し、新任取締役候補者の選任、株主総会に提出する取締役選任議案について審議、決定を行いました。また、取締役の適正人数や構成、サクセッションについて議論を行いました。

【報酬委員会の活動状況】

当事業年度は報酬委員会を3回開催し、2025年度業績報酬支給額および株式報酬型ストックオプション発行数の審議・決定、2026年度の実績報酬および執行役の報酬の審議・決定について審議を行いました。

人材の活躍・ダイバーシティの推進

【ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進】グループの更なる成長と拡大を目指して

イオンは、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン(DE&I)の推進を社会的課題への対応ではなく、グループの持続的成長と企業価値向上につながる重要な経営戦略のひとつとして位置付けています。2024年3月には、より個に寄り添い、多様な人材・価値観を活かす組織、挑戦できる風土の実現を目指し、「DE&I推進室」へと組織名称を変更しました。従業員とその家族、お客さま、会社の3者の満足の実現を目指す活動を「ダイ満足」と名づけ、一連の取り組み活動をグループ全体で推進しています。経営層および管理職層に対する理解促進を通じて、DE&Iを踏まえた意思決定や組織運営の浸透を図るとともに、女性の活躍推進、多様な働き方の実現、障がいのある従業員の雇用および職場定着支援など、多様な人材が能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。

また、LGBTQ+に関する理解促進や、誰もが安心して利用できるインクルーシブな施設・サービスの実現に向けた取り組みを進めています。

グループ各社における多様な取り組みを共有・発信する仕組みを通じて、各社の特性に応じた施策の展開を後押しし、多様性を競争力へとつなげる取り組みを進めています。

このように多様な視点を経営や事業に取り込むことで、多様性が生み出す価値創造の実現に貢献してまいります。

【人的資本への投資】

イオンは、従業員一人ひとりの可能性を信じ、各自が能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを進めています。持続的成長を支える経営人材・専門人材・グローバル人材の育成と採用を強化するとともに、教育投資の拡充、キャリア支援の強化、採用戦略の高度化を推進しています。また、お客さまに対する価値創造を担う従業員こそが最大の経営資本であるという考えのもと、従業員の働きがい(エンゲージメント)向上を重要指標に設定し、国内外60万人規模でのサーベイ実施と改善に取り組んでいます。また、多様な人材が柔軟に働くための環境整備にも力を注いでおり、国内従業員の8割を占める約48万人のパートタイマーの賃金においては4年連続で7%引き上げます。革新しつづける企業集団として、生産性向上と人的資本投資の好循環を生み出すことで持続可能な成長を目指してまいります。

●企業集団および当社の概況(2026年2月28日現在)

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、312社の連結子会社、21社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

(2) 店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗・施設数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
総合スーパー	623	ホームセンター	113	その他物販	3,035
スーパーマーケット	2,333	コンビニエンスストア	1,968	金融	392
スーパーセンター	25	専門店	3,109	サービス	2,234
ディスカウントストア	616	ドラッグストア	5,809	合 計	20,257

(3) 資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、人時生産性向上に向けた店舗デジタル化やネットスーパー・Eコマース等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は5,285億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

(4) 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
岡田元也	取締役 会議長 指名委員 報酬委員	
吉田昭夫		
羽生有希		
土谷美津子		
塚本隆史	指名委員会 議長 報酬委員会 議長 監査委員	株式会社みずほフィナンシャルグループ 特別顧問 朝日生命保険相互会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役
ピーター チャイルド	指名委員 報酬委員	
キャリー ユー	監査委員	PwC中国 消費者市場業界リーダー PwC香港 シニアアドバイザー
林真琴	監査委員会 議長	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 三井物産株式会社 社外監査役 東海旅客鉄道株式会社 社外監査役 株式会社SBI新生銀行 社外取締役 株式会社ONODERA Food Service Holdings 社外監査役
リチャール コラス	監査委員	

(注) 岡田元也、吉田昭夫、羽生有希、土谷美津子の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	岡 田 元 也	イオンモール株式会社 取締役相談役 イオンリテール株式会社 取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 取締役
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	株式会社キャンドウ 取締役
執行役副社長	羽 生 有 希	中国担当
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品・物流担当 株式会社やまや 社外取締役
執行役副社長	ジェリー ブラック	デジタル担当 イオンスマートテクノロジー株式会社 代表取締役社長 イオンネクスト株式会社 取締役
執行役副社長	渡 邊 廣 之	人事・生活圏推進担当 兼 リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 イオンディライト株式会社 取締役
執 行 役	井 出 武 美	SM担当 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社マルエツ 取締役 株式会社カスミ 取締役 株式会社いなげや 取締役 株式会社フジ 取締役 まいばすけっと株式会社 取締役
執 行 役	古 澤 康 之	GMS担当 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 イオン北海道株式会社 取締役 イオン九州株式会社 取締役 イオン東北株式会社 取締役
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	四 方 基 之	事業構造改革担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
執行役	江川敬明	財務・経営管理担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役 イオンリテール株式会社 監査役
執行役	岡田尚也	マレーシア担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役社長
執行役	手塚大輔	ベトナム担当
執行役	後藤俊哉	中国本社社長
執行役	太田卓也	顧客創造担当

(注1) 取締役 塚本隆史、ピーター チャイルド、キャリア ユー、林眞琴、リシャール コラスの各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。

(注2) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注3) 当期中の異動

2025年3月1日 ジェリー ブラック氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

2025年4月11日 太田卓也氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

(注4) 2026年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地位	氏名	担当
代表執行役会長	岡田元也	
代表執行役社長	吉田昭夫	
執行役副社長	羽生有希	中国事業担当
執行役副社長	土谷美津子	商品・物流担当
執行役副社長	四方基之	事業・財務戦略担当
執行役	井出武美	スーパーマーケット事業 兼 首都圏担当
執行役	大野恵司	ディベロッパー事業担当
執行役	古澤康之	GMS事業担当
執行役	岡田尚也	人事・サステナビリティ担当
執行役	江川敬明	財経担当
執行役	手塚大輔	ベトナム事業担当
執行役	太田卓也	デジタル担当
執行役	濱田和成	サービス・専門店事業担当
執行役	世古継敏	マレーシア事業担当

(注5) 2026年3月1日付で、大野恵司氏、濱田和成氏、世古継敏氏が新たに執行役に選任され、就任しました。

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・塚本隆史氏は、特別顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループのみずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられました。2013年の同行退任後10年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)中国の消費者市場業界リーダーおよびPwC香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCの複数のメンバーファームと取引がありますが、当社からのPwCへの支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・林眞琴氏が、客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同事務所への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

ロ. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況(出席回数/開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
塚本隆史	7/7	7/7	2/2	3/3
ピーターチャイルド	7/7	-	2/2	3/3
キャリーユー	7/7	7/7	-	-
林眞琴	7/7	7/7	-	-
リチャールコラス	7/7	7/7	-	-

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

<取締役会における発言および期待される役割に関して行った業務の概要等>

- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識のもとに、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名委員会議長として、株主総会に提案する取締役の選任等に関する議案の内容についての必要な審議を主導しました。加えて報酬委員会議長として、個人別の報酬等についての審議を主導しました。
- ・ピーターチャイルド氏は、大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。

- ・キャリー ユー氏は、英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手プロフェッショナルサービス企業において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、内部統制を含むコーポレート・ガバナンスの改善について積極的に発言を行うなど客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。
- ・林眞琴氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識のもとに、リスク管理・法令遵守などコンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。
- ・リチャール コラス氏は、欧州・アジアにおいてグローバル企業の事業責任者および日本法人社長を務めるなど、リテール分野におけるグローバル経営に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役および一部の国内子会社の取締役、監査役、執行役員等

ロ. 保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としています。

⑤ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会にて報酬制度の基本方針および報酬内容を決定することとし、客観的かつ透明性の高いものとなっています。

イ. 報酬ポリシー

- 当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続け果敢に挑戦し、当社グループの持続的な成長に貢献する。
- 当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

【報酬制度の基本方針】

- i お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く透明性のある適切な基準で決定する。
- ii 当社グループの中長期の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当社グループの経営を担う人材の確保・維持につながる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当社グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

ロ. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

ハ. 執行役報酬

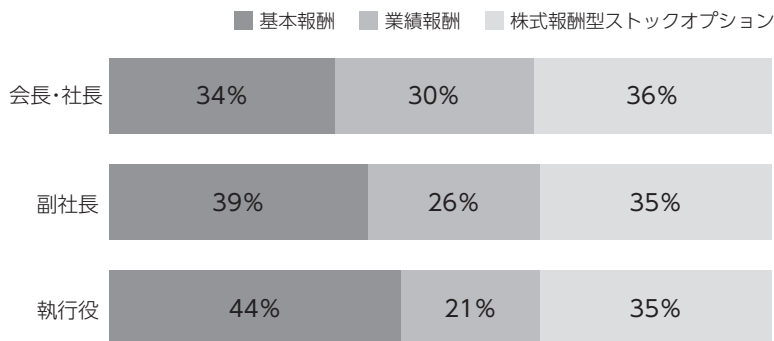
- i 基本報酬
役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。
- ii 業績報酬
総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度とする。
- iii 株式報酬型ストックオプション
株価や業績と報酬との連動性を高め、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。
- iv 業績連動報酬の報酬構成
業績報酬および株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬による構成とする。ただし、会長・社長は全社業績と中期経営計画の進捗により評価する。
 - a. 全社業績報酬
役位別基準金額・割当数に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。
 - b. 個人別業績報酬
役位別基準金額・割当数に対して、中期経営計画に連動した目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

V 業績連動報酬に係る指標・実績

業績報酬および株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、事業全体の成長を表す連結営業収益と、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とする。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。

なお当期の実績は、連結営業収益10兆7,153億円および連結経常利益2,430億円に基づいて、報酬委員会にて審議・決定いたしました。

執行役報酬構成



※ 予算達成率100%の際の報酬ウエイトになります。

執行役支給基準

項目	支給方法	支給基準			
基本報酬	毎月	役位別に設定した報酬テーブルに基づき決定			
業績報酬	年1回	会長・社長			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	30%
				経常利益	40%
		定性評価	中期経営計画	中計進捗評価	30%
株式報酬	年1回	副社長・執行役			
		内容			ウエイト
		定量評価	年度財務指標	営業収益	20%
				経常利益	30%
定性評価	中期連動目標	目標達成度評価	50%		

⑥ 役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で定めた報酬制度の基本方針および算定方法に基づき、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定しており、その手続きおよび内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。決定した取締役・執行役の報酬については、客観性・透明性担保の観点から、報酬委員会より、取締役に報告しています。

当該事業年度の役員報酬額決定における、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

2025年 4月11日	2024年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2024年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2025年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議
2025年 5月28日	2025年度 社外取締役の基本報酬の審議・決議 2025年度 株式報酬型ストックオプション付与数の審議・決議
2026年 2月10日	2026年度 役員報酬制度改定について審議 2026年度 グループ会社役員への株式報酬制度導入について審議
2026年 4月 9日	2025年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2025年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2026年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議

(5) 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	182百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,816百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2) 当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、新リース会計に係るコンサルティング業務等の対価を支払っています。

(注3) 当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4) 当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(6) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	時間給制従業員数(名)(注2)
GMS事業	34,470	104,124
SM事業	26,209	89,190
DS事業	1,848	9,583
ヘルス&ウエルネス事業	28,105	47,949
総合金融事業	14,942	4,608
ディベロッパー事業	4,295	2,068
サービス・専門店事業	32,880	21,593
国際事業	30,683	6,937
その他事業	2,275	548
純粋持株会社等	3,523	4,001
合計	179,230	290,601

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

(注2)時間給制従業員数は、期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。なお時間給制従業員の実人数は、約496千名になります。従って企業集団の実人数の合計は、約675千名となります。

(7) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	102,300
株式会社三井住友銀行	73,300
株式会社三菱UFJ銀行	67,300
農林中央金庫	62,400
株式会社日本政策投資銀行	43,500
株式会社りそな銀行	27,600
三井住友信託銀行株式会社	19,000
株式会社千葉銀行	17,500

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。

■連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	9,677,706
現金及び預金	1,350,037
コールローン	1,396
受取手形及び売掛金	1,887,611
有価証券	1,289,102
棚卸資産	829,524
営業貸付金	663,896
銀行業における貸出金	3,197,412
その他	598,660
貸倒引当金	△139,936
固定資産	5,691,952
(有形固定資産)	(3,941,556)
建物及び構築物	1,880,897
工具、器具及び備品	319,675
土地	1,138,073
リース資産	126,718
建設仮勘定	114,055
その他	362,136
(無形固定資産)	(596,336)
のれん	270,803
商標	37,134
ソフトウェア	215,412
リース資産	25,837
その他	47,148
(投資その他の資産)	(1,154,058)
投資有価証券	263,609
退職給付に係る資産	100,707
繰延税金資産	174,536
差入保証金	426,906
店舗賃借仮勘定	4,116
その他	188,323
貸倒引当金	△4,140
資産合計	15,369,658

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	9,285,550
支払手形及び買掛金	1,475,963
銀行業における預金	5,474,093
短期借入金	370,857
1年内返済予定の長期借入金	469,807
1年内償還予定の社債	170,517
コマース・ペーパー	5,932
リース債務	75,278
未払法人税等	71,703
契約負債	241,631
賞与引当金	50,817
店舗閉鎖損失引当金	17,273
ポイント引当金	7,967
設備関係支払手形	56,013
その他	797,694
固定負債	3,879,840
社債	1,105,261
長期借入金	1,845,194
リース債務	406,360
繰延税金負債	27,223
役員退職慰労引当金	183
店舗閉鎖損失引当金	9,149
偶発損失引当金	26
利息返還損失引当金	698
退職給付に係る負債	19,346
資産除却負債	142,367
長期預り保証金	275,444
保険契約準備金	97
その他	48,487
負債合計	13,165,391
(純資産の部)	
株主資本	1,025,696
資本金	220,007
資本剰余金	338,309
利益剰余金	473,986
自己株	△6,607
その他の包括利益累計額	192,725
その他有価証券評価差額金	1,583
繰延ヘッジ損益	12,764
為替換算調整勘定	151,417
退職給付に係る調整累計額	26,959
新株予約権	1,751
非支配株主持分	984,094
純資産合計	2,204,267
負債純資産合計	15,369,658

連結損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
売上		9,355,439
総合金融事業における営業収益		486,237
その他の営業収益		873,665
営業収益合計		10,715,342
売上原価		6,706,260
総合金融事業における営業原価		98,705
営業原価合計		6,804,966
営業利益		2,649,178
営業総利益		3,910,376
販売費及び一般管理費		3,639,916
営業外利益		270,459
営業外収益		
受取利息	5,451	
受取配当金	3,513	
持分法による投資利益	9,143	
テナント退店違約金受入	1,904	
貸倒引当金戻入	735	
その他	16,830	37,577
営業外費用		
支払利息	51,376	
その他	13,629	65,005
経常利益		243,031
特別利益		
固定資産売却益	1,272	
投資有価証券売却益	1,164	
関係会社株式売却益	16,024	
段階取得に係る差益	69,086	
その他	4,385	91,933
特別損失		
減損損失	97,486	
店舗閉鎖損失引当金繰入	9,567	
固定資産除却損	4,707	
店舗閉鎖損	3,153	
関係会社株式売却損	9,387	
その他	3,205	127,507
税金等調整前当期純利益		207,457
法人税、住民税及び事業税	101,442	
法人税等調整額	△18,521	82,921
当期純利益		124,536
非支配株主に帰属する当期純利益		51,858
親会社株主に帰属する当期純利益		72,677

■計算書類

貸借対照表(2026年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	420,060
現金及び預金	18,949
関係会社短期貸付金	368,934
未収収益	20,355
未収入金	7,323
その他	4,497
固定資産	1,996,648
(有形固定資産)	
建物	11,018
構築物	79
工具、器具及び備品	449
土地	3,984
(無形固定資産)	
商標権	358
その他	2,637
(投資その他の資産)	
投資有価証券	121,334
関係会社株式	1,784,000
関係会社出資金	72,771
繰延税金資産	10,157
その他	3,357
貸倒引当金	△61
投資等損失引当金	△13,440
資産合計	2,416,708

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	364,286
1年内返済予定の長期借入金	35,300
未払金	8,975
未払費用	6,088
未払法人税等	395
未払消費税等	731
預り金	310,887
賞与引当金	389
その他	1,516
固定負債	1,140,753
社債	440,000
長期借入金	589,900
投資等損失引当金	110,657
その他	196
負債合計	1,505,039
(純資産の部)	
株主資本	878,665
資本金	220,007
資本剰余金	593,819
資本準備金	564,054
その他資本剰余金	29,765
利益剰余金	70,700
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	58,930
固定資産圧縮積立金	3,416
別途積立金	15,500
繰越利益剰余金	40,014
自己株式	△5,862
評価・換算差額等	32,340
その他有価証券評価差額金	30,366
繰延ヘッジ損益	1,973
新株予約権	663
純資産合計	911,668
負債純資産合計	2,416,708

損益計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	56,719	
関係会社受入手数料	33,389	
その他	970	91,079
営 業 総 利 益		91,079
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,113
営 業 利 益		61,965
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	11,549	
その他	614	12,163
営 業 外 費 用		
支払利息	16,143	
投資等損失引当金繰入額	23,129	
その他	2,782	42,055
経 常 利 益		32,074
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	99	
関係会社株式売却益	7,499	
その他	41	7,640
特 別 損 失		
投資等損失引当金繰入額	241	
関係会社株式評価損	209	
投資有価証券評価損	85	537
税 引 前 当 期 純 利 益		39,177
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,776	
法 人 税 等 調 整 額	8,429	14,205
当 期 純 利 益		24,972

■ 監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月8日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田政之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻伸介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡部幹彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月8日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山田 政之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 伸介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡部 幹彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第101期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び執行役並びに主要な使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月9日

イオン株式会社 監査委員会

監 査 委 員 林 眞 琴

監 査 委 員 塚 本 隆 史

監 査 委 員 キャリー ユー

監 査 委 員 リシャール コラス

(注) 監査委員 林眞琴、塚本隆史、キャリー ユー及びリシャール コラスは、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

■ご参考

●本株主総会終了後の各委員会委員および執行役

各委員会委員(2026年5月27日付予定)

委 員 会 名	氏 名	※は委員会議長
監 査 委 員 会	※林 眞琴 塚本 隆史	キャリー ユー リシャル コラス
指 名 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	※塚本 隆史	ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2026年5月27日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代表執行役会長	岡 田 元 也	
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	
執行役副社長	土 谷 美 津 子	商品・物流担当
執行役副社長	羽 生 有 希	中国事業担当
執行役副社長	四 方 基 之	事業・財務戦略担当
執 行 役	井 出 武 美	スーパーマーケット事業 兼 首都圏担当
執 行 役	大 野 恵 司	ディベロッパー事業担当
執 行 役	古 澤 康 之	GMS事業担当
執 行 役	岡 田 尚 也	人事・サステナビリティ担当
執 行 役	江 川 敬 明	財経担当
執 行 役	手 塚 大 輔	ベトナム事業担当
執 行 役	太 田 卓 也	デジタル担当
執 行 役	濱 田 和 成	サービス・専門店事業担当
執 行 役	世 古 継 敏	マレーシア事業担当

※上記に関しては、取締役選任議案が全て可決した場合の予定になります。岡田元也、吉田昭夫、土谷美津子の各氏は、取締役を兼務する予定です。

※本株主総会の決議結果に関しては、2026年5月29日(金)に当社ホームページ内に掲載の予定です。また、株主総会当日の報告事項等に関しましては、2026年6月9日(火)に更新し掲載予定ですので、ご高覧ください。

当社ホームページ <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

●株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、予め 公告します)
定 時 株 主 総 会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) http://www.aeon.info/ir/
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵 便 物 送 付 先 電 話 照 会 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金のお支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

3 マイナンバーについて
株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

4 書面交付請求について
書面交付請求は株主総会の基準日(2月末日)までに、お申出が必要です。ご希望の場合はお取引の証券会社又は株主名簿管理人にてお手続きをお願いします。なお、2026年3月1日以降のお申出に関しては、次回以降の株主総会より書面でお送りします。

「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。

【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



スマート
招集

本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



株主の皆さまへ

第101期定時株主総会資料
(書面交付請求に伴う交付書面への記載を省略した事項)

2026年4月28日

イオン株式会社

証券コード:8267

目 次

■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 1頁
- 会社の体制および方針 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 7頁

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 10頁
- 連結注記表 11頁

■計算書類

- 株主資本等変動計算書 32頁
- 個別注記表 33頁

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数 (普通株式)	保有者数	発行価額	行使価額
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	2個	600株	1名	1株当たり 505円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	13個	3,900株	1名	1株当たり 725円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2019年6月21日)	2019年7月21日～ 2034年7月20日	42個	12,600株	2名	1株当たり 540円	1株当たり 1円
第18回新株予約権 (2020年6月21日)	2020年7月21日～ 2035年7月20日	41個	12,300株	3名	1株当たり 742円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	37個	11,100株	3名	1株当たり 885円	1株当たり 1円
第20回新株予約権 (2022年6月21日)	2022年7月21日～ 2037年7月20日	127個	38,100株	5名	1株当たり 667円	1株当たり 1円
第21回新株予約権 (2023年6月21日)	2023年7月21日～ 2038年7月20日	172個	51,600株	6名	1株当たり 856円	1株当たり 1円
第22回新株予約権 (2024年6月21日)	2024年7月21日～ 2039年7月20日	429個	128,700株	9名	1株当たり 1,049円	1株当たり 1円
第23回新株予約権 (2025年6月21日)	2025年7月21日～ 2040年7月20日	322個	96,600株	11名	1株当たり 1,415円	1株当たり 1円

※新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しません。

※2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

■取締役(社外取締役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はございません。

■新株予約権の行使の条件(各回共通)

・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む)の地位にあることを要します。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとしております。

・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとしております。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社の従業員

なし

ロ. 当社の子会社役員および従業員

名称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第23回新株予約権 (2025年6月21日)	2025年7月21日～ 2040年7月20日	42個	12,600株	4名	1株当たり 1,415円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制およびガバナンス体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規程の整備や調査を実施し、外部専門機関および捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的を実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別に開催する会議体等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営により、透明性、公正性を担保し、持続的かつ安定的な経営の実践に努めています。これらを支える仕組みとして、内部統制に係る体制整備やコンプライアンス、リスクマネジメントの進化に常に取り組んでいます。また、実践するための企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。経営の監督と業務執行を明確に分離し、執行役に大幅な権限移譲を行い、迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員会を設置し、経営の透明性と客観性を担保しています。

監査体制については、監査委員全員を独立社外取締役とすることで、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行っています。また、当社では、他の業務執行から独立した内部監査担当部署として「経営監査室(専任30名)」を設置するとともに、グループ各社の監査活動については、グループ各社の内部監査部門の監査結果やCSA(統制自己評価)の報告内容を経営監査室が指導・支援する体制としております。

経営監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ各社に対する内部監査を行うとともに、グループ各社の内部監査実施状況をモニタリングすること等を通じ、内部統制システムが有効に機能していることを確認しております。

コンプライアンス体制については、遵守すべき規範を定め、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス意識の浸透・醸成を図るための研修を定期的実施しています。また、法令や倫理規定に違反する行為の未然防止および早期発見を目的として、当社および社外連絡先を窓口とする内部通報制度を2004年度より稼働させ、グループ全体のコンプライアンスの推進および課題解決に取り組んでいます。グループの内部通報制度の整備拡充として、2020年に国内各社を対象とした弁護士事務所通報窓口(役員が関与する不正行為専用窓口)を設置し、2021年には、海外(中国・アセアン他)各社を対象を拡大しました。またお取引先さまに対しても、お取引先さま用の通報窓口を設置しコンプライアンス体制を構築しています。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント委員会を開催しています。同委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオンの執行役にリスク管理状況および対応を報告・提案しています。加えて、リスクマネジメント委員会の分科会として人権デュー・ディリジェンス委員会を立ち上げ、イオングループを取り巻く重点人権課題の特定、評価、重点人権課題発生確率の低減に向けた取り組みの実効性強化を進めています。また、事業継続に大きな影響を及ぼすサイバー攻撃への対応についても重点課題としてグループ情報セキュリティ事務局を設置し、サイバー攻撃によるシステム停止などの事業継続リスクに対応しています。なお、特に影響度の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予見・予知・予防に努めてまいります。

反社会的勢力の排除に向けては、取引を含め、防犯規程等の社内規程の整備や調査を実施し捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応しています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、運用状況については、経営監査室により確認されています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について事業別・機能別に開催する会議体等を通じて、グループ共通の重要課題の審議や情報共有を行っています。またリスクマネジメント委員会の分科会として子会社ガバナンス委員会を立上げ、子会社を有する事業会社を横断的に管理しています。特に重要な案件については、イオンの執行役と協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。さらに、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、グループ横断的な会議を通じて、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本理念に基づく経営の実践

イオンは、基本理念に基づく長期的な視点での地域や社会と共生する経営、広範かつ複合的な事業展開が、グループ全体の企業価値向上に資するとの考え方を基本としており、基本理念に賛同し、その具現化に向けた経営を志向する真摯な提案であれば、歓迎します。一方で、基本理念にそぐわない経営方針への変更は、グループへ与える影響が大きき、同時に地域社会への影響も懸念され慎重な対応が求められます。

経営方針の変更に関しては、90万人を超える株主の皆さまが適切にご判断いただけるよう、十分かつ正確な情報と時間の確保が必要であると考えます。加えて、地域のインフラ機能の役割を果たすための責任があります。

グループの経営にあたっては、多くのステークホルダーとの間に築かれた関係、財務資本のみならず、人的資本、社会・関係資本、自然資本などの価値を十分にご理解いただきたいと考えております。

② 大量株式取得が行われた場合の対応方針の内容

この対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行い又は行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。)に関する対応方針であり、情報提供に関するルールと当社による対抗措置の発動をその内容とします。

情報提供に関するルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後のみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

大量株式取得者がルールを遵守しない場合、当社取締役会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て又はその他法律及び当社定款により認められる対抗措置により、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択します。

当社取締役会は、ルールの透明・公平な運用のために大量株式取得者から大量取得に向けた意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置、独立委員会は、株主全体の利益を損なうものかどうか等について総合的に評価・判断を行い、その意見および理由を当社取締役会に提出します。当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重し、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受け、当社取締役会としての評価、判断及び意見等を慎重にとりまとめ、公表します。

大量株式取得者がルールを遵守した場合は、原則として当社は当該大量株式取得に対する対抗措置は取りません。但し、当社取締役会又は独立委員会において、当該大量株式取得が「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」に該当するとの評価に至った場合は、大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合に準じます。

なお、ルールを含む本件方針は、定期的な見直しを行うために、2027年に開催予定の定時株主総会の終結時までとしています。本件方針の廃止について特段の制約は設けていません。当社取締役会が、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて当社株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぎます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または、
- (ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「当社株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

「大量株式取得者」とは、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

注4：「当社株主全体の利益を著しく損なうもの」とは、大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買取方法が、2段階目の株式買取条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買取方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

③ 本件対応方針についての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

イオンは、経営方針の変更に際しては、株主の皆さまのために十分な情報提供や検討期間の確保を行う必要があること、経営方針の変更による地域社会への影響など、多くの議論を経て、2024年4月10日開催の当社取締役会において全員一致により決定の上、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針の承認の件」を2024年5月29日開催の第99期定時株主総会に付議し、株主の皆さまの承認を得ております。また、2026年4月9日開催の当社取締役会においても改めて本件対応方針について、総合的に評価を行いました。

独立社外取締役が過半数である当社取締役会は、上記対応方針は、基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

[連結]

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年3月1日残高	220,007	298,350	422,664	△13,288	927,734
会計方針の変更による累積的影響額			14,045		14,045
会計方針の変更を反映した2025年3月1日残高	220,007	298,350	436,709	△13,288	941,779
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△35,683		△35,683
親会社株主に帰属する当期純利益			72,677		72,677
自己株式の取得				△844	△844
自己株式の処分		19,364		7,525	26,889
新株の発行		247,159			247,159
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△226,564			△226,564
連結子会社の減少に伴う利益剰余金増加高			282		282
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	39,959	37,276	6,680	83,916
2026年2月28日残高	220,007	338,309	473,986	△6,607	1,025,696

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2025年3月1日残高	7,199	788	98,415	15,091	121,495	1,321	1,070,674	2,121,226
会計方針の変更による累積的影響額								14,045
会計方針の変更を反映した2025年3月1日残高	7,199	788	98,415	15,091	121,495	1,321	1,070,674	2,135,271
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△35,683
親会社株主に帰属する当期純利益								72,677
自己株式の取得								△844
自己株式の処分								26,889
新株の発行								247,159
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△226,564
連結子会社の減少に伴う利益剰余金増加高								282
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,616	11,975	53,001	11,867	71,229	429	△86,579	△14,920
連結会計年度中の変動額合計	△5,616	11,975	53,001	11,867	71,229	429	△86,579	68,995
2026年2月28日残高	1,583	12,764	151,417	26,959	192,725	1,751	984,094	2,204,267

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……312社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)サンデー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、マックスバリュ東海(株)、(株)フジ、ミニストップ(株)、(株)ツルハホールディングス、イオンフィナンシャルサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、(株)キャンドゥ、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……13社

非連結子会社の名称：

(株)フジモーターズ、(株)フジ・ハートデリカ、(株)フジ・ハートクリーン、(株)フジファーム、(株)FNクリーン、(株)フジ・レンタリース、(株)フジすまいるファーム飯山、(株)シーズ、ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアケアトランスポート(株)、Tsuruha (Thailand) Co.,Ltd.、TSURUHA VIETNAM JOINT STOCK COMPANY、TSURUHA DRUGSTORE VIETNAM CO.,LTD.
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……21社

主要な会社の名称：

(株)ベルク、(株)メディカル光グループ、(株)マリモ、イオンリート投資法人、(株)やまや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（(株)フジモーターズ他17社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の23社を新たに連結子会社としております。

設立：イオンヘルステック(株)、ATS PICO Holdings Company Limited、ATS PICO (Bangkok) Company Limited、ATS PICO (Samut Sakhon) Company Limited、AEON360 SDN.BHD.、イオンクリエイションズ(株)、PT.ADN ARTISAN ACADEMY

株式取得：

(株)ジョイフルサン、(株)セイブ、(株)ツルハホールディングス、(株)ツルハ、(株)くすりの福太郎、(株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本、(株)レデイ薬局、(株)杏林堂グループ・ホールディングス、(株)杏林堂薬局、(株)ドラッグイレブン、(株)ツルハグループマーチャングアイジング、(株)ツルハフィナンシャルサービス、(株)ツルハ酒類販売、蘇州市越永物業服务有限公司、AEON DELIGHT (ASIA) LIMITED、AEON ENTERTAINMENT VIETNAM CO.,LTD.

(2)以下の17社を連結の範囲から除外しております。

合併：イオンスーパーセンター(株)、イオンリテールストア(株)、(株)エムエス青果センター、しみずスタッフ(株)、(株)マルナカツーリスト、(株)サニーTSUBAKI、(株)サビアコーポレーション、(株)ボンテ、ACSリース(株)、(株)横浜インポートマート

清算：山崎商業開発(株)、Aeon Maxvalu (Guangzhou) Co.,Ltd.、U-Com China Co.,Ltd.、イオン・シグナ・スポーツ・ユナイテッド(株)

売却：(株)鹿児島サンライズファーム、(有)月野セントラルファーム、イオン・アリアンツ生命保険(株)

1-4. 社名変更

以下の5社は当連結会計年度において、社名変更しております。

AEON Consumer Finance Company Limited
(旧社名：Post and Telecommunication Finance Company Limited)

ATS PICO Holdings Company Limited
(旧社名：ATS PICO Holding Company Limited)

AEON Asset Management Corporation
(旧社名：AEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES) INC.)

AEON DELIGHT (ASIA) LIMITED
(旧社名：SERCO GROUP (HK) LIMITED)

AEON TOPVALU (SHANGHAI) COMPANY LIMITED
(旧社名：AEON TOPVALU (CHINA) CO.,LTD.)

1-5. 持分法の適用の範囲の変更

(1)以下の2社を新たに持分法適用関連会社としております。

設立：蘇州市盛永物業服務有限公司
株式取得：(株)ツルハホールディングス

(2)以下の7社を持分法適用関連会社から除外しております。

売却：(株)U-any、(株)ザブザブ

清算：Retail Support (Thailand) Co.,Ltd.

連結子会社へ移行：

(株)レディ薬局、(株)ツルハホールディングス、
蘇州市越永物業服務有限公司

非連結子会社へ移行：(株)シーズ

1-6. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と一致しております。

AFSコーポレーション(株)他9社
…………… 3月31日

TASMANIA FEEDLOT PTY.LTD.
…………… 6月30日

AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 他118社
…………… 12月31日

(2)上記に記載した130社のうち、AFSコーポレーション(株)他15社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。また、他の114社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ったうえ連結しております。

1-7. 会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

主として売価還元平均原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。一部の国内連結子会社は主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

主として経済的耐用年数に基づく定額法
各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

（営業店舗） 20～39年

（事務所） 30～50年

（建物附属設備） 2～18年

（構築物） 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

その他

（車両運搬具） 4～6年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5年以内）に基づき、また、商標権については主として10～20年の定額法により償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

- ④ 使用権資産（有形固定資産その他）

在外連結子会社は、国際財務報告基準第

16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(5)重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、総合金融事業を営む一部の在外子会社では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

なお、銀行業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査して

ります。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、商品の販売以外で顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6)重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

小売事業を営む一部の連結子会社は、店舗及びネットスーパー等のEコマースにおいて、主に食品、日用品、衣料品、医薬品、雑貨等の商品の販売を行っており、顧客に対して当該商品の引渡を行う履行義務を負っております。店舗での商品の販売については、通常、商品を引き渡した時点において顧客が当該商品に対する支配

を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。なお、これらの商品の販売のうち、消化仕入等、当社の連結子会社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。Eコマースでの商品の販売については、出荷時から当該商品等の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合には、当該商品の出荷時に収益を認識しております。

② ポイント制度に係る収益認識

一部の連結子会社が実施するポイント制度においては、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントの使用時及び失効時に収益を認識しております。

③ 商業施設の運営に係る収益認識

ディベロッパー事業を営む一部の連結子会社は、テナントとの出店契約に基づき、当該連結子会社が運営する商業施設の管理者として、施設管理業務、設備に関する維持管理業務、テナントの便益となる販売促進活動等を実施する履行義務を負っております。これらのサービスは、履行義務の充足につれてテナントへサービスが提供されるため、テナントとの契約期間にわたり、主に時の経過に基づき収益を認識しております。なお、顧客との出店契約に基づく不動産賃貸取引に係る履行義務については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき収益を認識しております。

④ 金融サービスに係る収益認識

金融事業を営む一部の連結子会社は、クレジットカード業務、電子マネー業務、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務等の金融サービスに係る役務の提供を行っており、顧客に対して

当該役務の提供を行う履行義務を負っておりません。これらの役務の提供については、主に約束した財又はサービスを顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

(7)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(9)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨
建取引等

通貨スワップ…外貨建借入金

金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針

為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

(株)ツルハホールディングス：

141,989百万円 20年

イオンモール(株) (旧(株)ダイヤモンドシティ)：

55,625百万円 20年

ウエルシアホールディングス(株)：

54,024百万円 20年

オリジン東秀(株)： 41,903百万円 20年

AEON Consumer Finance Company Limited
(旧Post and Telecommunication Finance Company Limited)：

22,217百万円 20年

(株)イオン銀行： 21,810百万円 20年

1-8. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」を導入しておりますが、2025年3月をもって終了しております。

(連結子会社Post and Telecommunication Finance Company Limitedにおける不適切な会計処理)

当社の連結子会社であるPost and Telecommunication Finance Company Limitedにおいて、持分取得前の不適切な会計処理の発覚に伴う修正額は、当連結会計年度において一括して計上しております。この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、税金等調整前当期純利益が3,883百万円減少しております。

なお、同社は2025年10月24日付でAEON Consumer Finance Company Limitedに商号変更しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

2-1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正に

ついては、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当期首残高が15,659百万円増加しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

3-1. 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「商標権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「無形固定資産」に区分掲記しております。

3-2. 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「特別利益」に区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

4-1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	3,941,556
無形固定資産	596,336
投資その他の資産 その他 ※	157,595

※投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であります。

なお、連結損益計算書に計上された減損損失の詳細については、「6. 連結損益計算書に関する注記6-6. 減損損失」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な固定資産として、ショッピングセンターをはじめ、様々な業態の商業施設を国内外に保有しております。連結貸借対照表に計上された固定資産の減損の検討及び金額の算出における、資産のグルーピングの方法及び回収可能価額の算定方法、並びに減損損失の認識に至った経緯については、「6. 連結損益計算書に関する注記 6-6. 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、海外の資産グループについては、国際財務報告基準に準拠した方法によっております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、テナント賃料や稼働率の予測、売上原価、人件費や家賃、光熱費等の販売管理費の変動予測等に、店舗の周辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動及び店舗のリニューアル、テナントの出退店、販促活動等を考慮して織り込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

4-2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
繰延税金資産	174,536

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度中にグループ通算制度の承認申請を行い、翌連結会計年度より当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用する予定であります。これに伴い、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

繰延税金資産の計上にあたっては、グループ通算制度適用会社(通算法人)については、法人税(国税)は通算グループ全体で、地方税は各通算法人単位で、それ以外の連結子会社については各社において、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断し、当該効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算出に用いる税率は、期末日時点において制定、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消する又は繰越欠損金を使用される期に適用されると予想される税率を用いております。

② 主要な仮定

将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかの判断については、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかで判断しており

ますが、その過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得の金額及び発生時期の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、当社グループ内で用いている予算、過去の実績、将来の経営環境のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により見込まれる効果等を考慮して算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定には、物価やエネルギー価格、為替の動向等、不確実性が高い要素が含まれており、予測を大きく上回る経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により、課税所得の見積額や税効果の企業分類等に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。また、税制改正等により適用する実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4-3. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
貸倒引当金（流動資産）	139,936

なお、連結貸借対照表に計上された金融商品に係る貸倒引当金の金額の内訳については、「8. 金融商品に関する注記」に記載のとおりであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な債権として、総合金

融事業を営む当社の一部の連結子会社の扱うクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービスに伴う営業債権を保有しており、当該営業債権等の貸倒れによる損失に備えて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載のとおりであります。

② 主要な仮定

総合金融事業の営業債権については、商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の在外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、各国の経済環境等の予測を大きく上回る変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、総合金融事業の営業債権を含む金融商品のリスクの内容やリスク管理体制については、「8. 金融商品に関する注記」に記載していません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

5-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	1,097,389百万円
銀行業における買入金銭債権	188,214百万円
その他	3,498百万円
合計	1,289,102百万円

5-2. 棚卸資産の内訳	
商品	815,310百万円
原材料及び貯蔵品	14,214百万円
合計	829,524百万円

5-3. 有形固定資産減価償却累計額
3,889,817百万円

5-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産	
建物等	14,687百万円
土地	16,551百万円
有価証券	207,016百万円
合計	238,254百万円

(2)対応する債務	
短期借入金	128百万円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	199,010百万円
預り保証金（1年内返済予定分を含む）	662百万円
合計	199,801百万円

5-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	13百万円
差入保証金（1年内償還予定分を含む）	25百万円
合計	38百万円

5-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	67百万円
有価証券	73,406百万円
合計	73,473百万円

5-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

5-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

5-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に付随するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	11,079,531百万円
貸出実行額	604,167百万円
差引：貸出未実行残高	10,475,363百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、14,554百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が10,413百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。

当契約の融資未実行残高は18,933百万円であり、1年以内に融資実行の可能性があるものは、11,663百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており、貸出実行が約束されているものではありません。

5-10. 保証債務等

(1)債務保証 11,509百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

6. 連結損益計算書に関する注記

6-1. 顧客との契約から生じる収益

営業収益のうち顧客との契約から生じる収益の金額については「10. 収益認識に関する注記 10-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6-2. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

6-3. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

6-4. 関係会社株式売却益

主として㈱レデイ薬局の株式を売却したことにより発生したものであります。

6-5. 段階取得に係る差益

(株)ツルハホールディングスの株式を取得したことにより発生したものであります。

6-6. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	118	5,500
		関東	141	4,201
		中部	46	1,357
		西日本	129	4,657
合計			434	15,716

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	関東	649	8,904
		西日本	378	13,974
	建物等	北日本	102	124
		中部	214	1,147
		ベトナム 社会主義共和国	10	9
遊休 資産 等	土地及び建物等	関東	2	45
		西日本	14	82
合計			1,369	24,289

③DS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	5	260
		関東	56	686
		中部	4	131
		西日本	1	40
合計			66	1,117

④ヘルス&ウエルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	土地及び建物等	中部	36	895
		西日本	119	4,529
	建物等	北日本	83	649
		関東	148	2,547
		シンガポール共和国	12	707
のれん	西日本	—	5,806	
遊休資産	建物等	関東	1	21
合計			399	15,156

⑤総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗等	建物等	関東	16	3,017
		西日本	1	0
		インドネシア共和国他	3	556
	のれん	ベトナム社会主義共和国	—	3,883
合計			20	7,456

⑥ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	2	243
		関東	1	21
		中部	4	114
		西日本	3	121
		中華人民共和国	8	17,355
		インドネシア共和国	1	820
		ベトナム社会主義共和国	1	4,686
遊休資産	建物等	インドネシア共和国	1	2,641
合計			21	26,004

⑦サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	関東	167	2,471
		中部	60	586
	建物等	北日本	41	335
		西日本	112	1,457
		中華人民共和国他	78	1,449
合計			458	6,301

⑧国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	マレーシア	5	850
		中華人民共和国	8	532
		タイ王国	7	35
合計			20	1,418

⑨その他事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	関東	1	0
		西日本	2	25
合計			3	25

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない国内の資産グループについては、資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、海外の資産グループについては割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	40,140
土地	1,570
工具、器具及び備品	14,827
のれん	9,689
リース資産	17,801
その他※	13,456
合計	97,486

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

(4)資産のグルーピングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額（国内の資産グループ）又は処分コスト控除後の公正価値（海外の資産グループ）のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しておりますが、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準又は固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しており、処分費用見込額には建物解体等の原状回復費等、取引先に対する退店違約金等を織り込んでおります。

また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、その際に用いられる税引前の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積り値から乖離するリスクの両方を反映したものとして、負債資本コストと株主資本コストを加重平均した店舗の所属する国・地域等に応じた資本コストを使用して

おり、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。割引率については、主として2.5%～18.7%を使用しております。

6-7. 固定資産除却損の主な内訳

種類	金額 (百万円)
建物及び構築物	2,359
工具、器具及び備品	1,798
その他	548
合計	4,707

6-8. 関係会社株式売却損

主として、連結子会社であったイオン・アリアンツ生命保険(株)の株式譲渡によるものです。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

7-1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	2,615,773	167,755	—	2,783,529	(注) 1、2
自己株式 (うち従業員持株ESOP 信託)	普通株式	32,789 (257)	2,563 (—)	18,449 (257)	16,904 (—)	(注) 3、4

(注) 1 当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して株式数を記載しております。

(注) 2 普通株式の増加は、2025年7月1日付でイオンモール(株)の完全子会社化を目的とした株式交換により新株を発行したことによるものであります。

(注) 3 当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取り及び連結子会社・関連会社の保有する当社株式数のうち、持分に相当する株

式数の変動によるものであります。

- (注) 4 当連結会計年度減少自己株式数は、イオンモール(株)の完全子会社化を目的とした株式交換による処分、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

7-2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1-1) 2025年4月11日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	17,222百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	20円
④基準日	2025年2月28日
⑤効力発生日	2025年5月1日

(注) 1 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式(2025年2月28日基準日:85,700株)に対する配当金が含まれています。

(注) 2 1株当たり配当額には、記念配当2円が含まれております。

(1-2) 2025年10月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	18,461百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	20円
④基準日	2025年8月31日
⑤効力発生日	2025年10月27日

(注) 当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年4月9日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	19,384百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	21円
④基準日	2026年2月28日
⑤効力発生日	2026年4月30日

(注) 当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

7-3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第13回新株予約権	普通株式	3
第15回新株予約権	普通株式	7
第16回新株予約権	普通株式	36
第17回新株予約権	普通株式	31
第18回新株予約権	普通株式	26
第19回新株予約権	普通株式	33
第20回新株予約権	普通株式	76
第21回新株予約権	普通株式	102
第22回新株予約権	普通株式	250
第23回新株予約権	普通株式	115
合計		684

(注) 当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

8. 金融商品に関する注記

8-1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心に、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・

株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化等により、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金、社債及びリース債務は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (9)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、リスク量として主にバリュエーション・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定する等保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予

約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会において経営陣に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有するすべての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的にリスクコンプライアンス委員会及び取締役会

に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業で銀行業を営む国内連結子会社における市場リスクについては、ヒストリカルシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2026年2月28日現在の金額は51,712百万円であります。なお、在外子会社並びに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施しておりません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該時価が異なることもあります。また、「8-2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

8-2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。（(注)をご参照下さい。）また、現金は注記を省略しており、預金、コールローン、支払手形及び買掛金、短期借入金、コマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,887,611 △64,212		
	1,823,399	1,863,545	40,145
(2)有価証券			
①銀行業における有価証券(※2)	1,097,389	1,078,765	△18,624
②銀行業における買入金銭債権	188,214	188,214	—
③その他	3,498	3,498	—
	1,289,102	1,270,478	△18,624
(3)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	663,896 △70,518		
	593,378	594,221	842
(4)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	3,197,412 △4,005		
	3,193,406	3,196,612	3,205
(5)投資有価証券 関係会社株式等 その他有価証券	65,108 158,364	83,523 158,364	18,415 —
	223,472	241,888	18,415
(6)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	432,455 △1,736		
	430,718	372,111	△58,607
資産計	7,553,479	7,538,856	△14,622
(1)銀行業における預金	5,474,093	5,460,388	△13,704
(2)社債 (1年内償還予定分を含む)	1,275,779	1,222,335	△53,443
(3)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	2,315,001	2,271,518	△43,482
(4)リース債務 (流動及び固定負債)	481,638	499,033	17,394
(5)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	288,739	274,529	△14,209
負債計	9,835,252	9,727,806	△107,445
デリバティブ取引(※3)	5,214	5,214	—

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延（流動負債）を控除しております。

- (※2) 銀行業における有価証券には、「時価の算定に關する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示をしております。
- (注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2)有価証券」及び「(5)投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式(※1)	29,506
組合等出資金(※2)	10,629

- (※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 組合等出資金については、「時価の算定に關する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

8-3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に關する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
銀行業における有価証券	423,660	406,030	40,036	869,728
銀行業における買入金銭債権	—	—	188,214	188,214
投資有価証券				
その他有価証券	150,505	2,353	5,505	158,364
資産計	574,166	408,383	233,756	1,216,306
デリバティブ取引	—	5,214	—	5,214

銀行業における有価証券には、「時価の算定に關する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表価額は2,382百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	187,779	1,675,765	1,863,545
有価証券				
銀行業における有価証券	19,620	119,690	67,344	206,654
その他	—	3,498	—	3,498
営業貸付金	—	—	594,221	594,221
銀行業における貸出金	—	—	3,196,612	3,196,612
投資有価証券				
関係会社株式等	83,523	—	—	83,523

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金 (1年内償還予定分を含む)	—	372,111	—	372,111
資産計	103,143	683,079	5,533,944	6,320,167
銀行業における預金	—	5,460,388	—	5,460,388
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	1,222,335	—	1,222,335
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	2,271,518	—	2,271,518
リース債務 (流動及び固定負債)	—	499,033	—	499,033
長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	—	274,529	—	274,529
負債計	—	9,727,806	—	9,727,806

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

受取手形及び売掛金

金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。金融サービス業以外の連結子会社の受取手形及び売掛金の時価は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。

有価証券、投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。債券及び買入金銭債権のうち、取引所の価格及び取引金融機関等から提示された相場価格があるものは当該価格を時価とし、国債等はレベル1の時価、それ以外の債券はレベル2の時価に分類しております。相場

価格が入手できないものは主にレベル3の時価に分類しております。上場投資信託については、取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価を主にレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、主にレベル2の時価に分類しております。

営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に、保証料率、期限前返済率、倒産確率、回収率を反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートで割り引いて算定しております。算定にあたり、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

銀行業における貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を、市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。仕組貸出については、オプション価格モデル等を用いて、元利金の合計額を市場金利にスプレッド等を反映させた割引率で割り引いて、時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているた

め、時価は決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

負債

銀行業における預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金、リース債務

社債は市場価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは、市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。変動

金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、リスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを、対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引所取引は取引所等における最終の価格をもって時価とし、店頭取引は割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。店頭取引の価額を算定する評価技法に使用されるインプットは主に金利や為替レート、ボラティリティ等であります。店頭取引については、取引相手方及び当社グループの信用リスクに関する調整（CVA、DVA）を行っております。取引所取引については主にレベル1の時価、店頭取引については、観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価のいずれかに分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

9-1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

9-2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)
1,562,701	2,258,261

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

10-1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	GMS	SM	DS	ヘルス&ウエルネス	総合金融
商品売上高	3,426,182	2,980,180	426,911	1,621,192	—
サービス収入等	46,437	49,082	1,398	9,720	10,903
顧客との契約から生じる収益	3,472,620	3,029,263	428,309	1,630,912	10,903
その他の収益 (注) 3	132,255	41,137	909	1,550	475,333
外部顧客への営業収益	3,604,875	3,070,400	429,219	1,632,463	486,237

	報告セグメント				その他 (注) 1
	ディベ ロッパー	サービス・ 専門店	国際	計	
商品売上高	—	363,661	482,810	9,300,939	18,996
サービス収入等	149,511	166,452	37,774	471,282	6,405
顧客との契約から生じる収益	149,511	530,113	520,585	9,772,221	25,402
その他の収益 (注) 3	281,995	1,740	43,013	977,935	0
外部顧客への営業収益	431,506	531,853	563,599	10,750,157	25,403

	合計	調整額 (注) 2	連結損益 計算書 計上額
商品売上高	9,319,935	35,503	9,355,439
サービス収入等	477,688	△96,034	381,653
顧客との契約から生じる収益	9,797,623	△60,531	9,737,092
その他の収益 (注) 3	977,936	313	978,249
外部顧客への営業収益	10,775,560	△60,217	10,715,342

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デジタル事業等を含んでおります。

2 「調整額」の区分は、当該事業セグメントの業績表示に適した取引について組み替えている調整額及び、事業セグメントに帰属しない本社、商品供給等を行っている会社の収益であります。

3「その他の収益」は主に「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく定期借家テナント賃料や「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づくカードキャッシング利息等であります。

10-2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-7. 会計処理基準に関する事項 (6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10-3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)
125,335百万円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高)
178,771百万円

連結貸借対照表上、「受取手形及び売掛金」に計上しております。

契約負債 (期首残高) 217,954百万円

契約負債 (期末残高) 241,631百万円

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当該履行義務に配分した取引価格は、主に商品券、ポイント、テナントとの出店契約に基づく共益費収入等であります。商品券は使用されるにつれて主に今後1年から10年の間で収益を認識することを見込んでおります。ポイントは履行義務の充足に応じて今後2年の間で収益を認識することを見込んでおります。テナントとの出店契約に基づく共益費収入等は、実際の契約期間に応じて収益を認識します。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	440円40銭
1株当たり当期純利益金額	26円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	26円85銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	72,677百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円

普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	72,677百万円
----------------------------	-----------

普通株式の期中平均株式数 2,705,211,013株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

金額の算定に用いられた親会社株主に

帰属する当期純利益調整額 △16百万円

普通株式増加数 705,847株

(うち新株予約権) (705,847株)

(注) 1 当社は、2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(注) 2 普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を含めており、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は19,018株であります。なお、従業員持株ESOP信託は2025年3月をもって終了しております。

■ 計算書類

● 株主資本等変動計算書 (2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2025年3月1日残高	220,007	316,894	10,400	327,295	11,770	3,581	15,500	50,559	81,411
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩高						△165		165	—
剰余金の配当								△35,683	△35,683
当期純利益								24,972	24,972
自己株式の取得									
自己株式の処分			19,364	19,364					
新株の発行		247,159		247,159					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	247,159	19,364	266,523	—	△165	—	△10,545	△10,710
2026年2月28日残高	220,007	564,054	29,765	593,819	11,770	3,416	15,500	40,014	70,700

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2025年3月1日残高	△13,270	615,444	18,939	903	19,843	588	635,876
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩高			—				—
剰余金の配当		△35,683					△35,683
当期純利益		24,972					24,972
自己株式の取得	△117	△117					△117
自己株式の処分	7,525	26,889					26,889
新株の発行		247,159					247,159
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			11,427	1,069	12,496	74	12,571
事業年度中の変動額合計	7,407	263,220	11,427	1,069	12,496	74	275,792
2026年2月28日残高	△5,862	878,665	30,366	1,973	32,340	663	911,668

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に

備え、支給見込額のうち当事業年度に負担する金額を計上しております。

③退職給付引当金（前払年金費用）

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、当該会社の実情を勘案し、株式等の実質価額の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社は、純粋持株会社として投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。当社の主な収益は、関係会社受取配当金及び関係会社受入手数料となっております。このうち関係会社受入手数料は、契約に基づき概ね一定期間にわたる履行義務充足に応じて収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

…… (ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
 為替予約 ……外貨建金銭債権債務
 金利スワップ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6)追加情報

(従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法)
 連結計算書類に当該注記をしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:百万円未満切捨)

	当事業年度
関係会社株式 (注)	1,196,211
関係会社出資金 (注)	30,667
投資等損失引当金 (投資その他の資産)	△13,440
投資等損失引当金 (固定負債)	110,657

(注) 貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを記載しております。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、純粋持株会社として、関係会社の株式等を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。実質価額は、関係会社の直近の1株当たりの実質純資産額に所有株式数を乗じた金額とし、著しい低下とは実質価額が簿価に比べて50%以上低下した場合としております。また、関係会社株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した場合、または、関係会社株式の実質価額が著しく低下したものの、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられたため、直接減額は行わなかった場合に、実質価額の見積りや回復する可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることを鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて投資その他の資産に投資等損失引当金を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合には、当該債務超過額のうち当社負担見込額を固定負債の投資等損失引当金として計上することとしております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定にあたり、投資先である関係会社の実質純資産額は、関係会社の資産等の時価評価に基づく評価差額その他、超過収益力、当社グループ内での経営統合や事業再編により見込まれる効果やコントロールプレミアム等を加味して算定しております。回復可能性の判断については、関係会社の概ね5年後の1株当たり純資産見込額が、関係会社株式の1株当たり簿価を上回るかどうかで判断しております。関係会社の将来の純資産見込額

は、主として経営者により承認された中長期計画の数値等を基礎として算定しており、中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、商品原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、将来の市場環境や経営環境の変化を考慮して織り込んでおります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、投資先である関係会社の実質純資産額、将来の純資産見込額の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の評価損等が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額
22,075百万円

(2)保証債務等

①債務保証

(単位：百万円)

被保証者	保証金額	保証債務の内容
AEON BIG (M) Sdn. Bhd.	22,926	被保証者の債務は金融機関よりの借入等である。
計	22,926	

②経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権額 30,679百万円
短期金銭債務額 313,819百万円

(4)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、

一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額(期末残高310,790百万円)を預り金に計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 96,105百万円

営業取引以外の取引高 12,529百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	32,720	66	18,449	14,337	注1,2,3

(注1) 2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当期首に当該株式分割が行われたと仮定して記載しております。

(注2) 当期増加株式数は、単元未満株式66千株の買取りによるものであります。

(注3) 当期減少株式数は、イオンモール(株)の完全子会社化を目的とした株式交換による処分18,000千株、従業員持株ESOP信託における株式売却257千株、新株予約権の行使169千株、及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡22千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	118百万円
未払事業税	120百万円
未確定債務	70百万円
有形固定資産	54百万円
貸倒引当金	19百万円
投資有価証券及び関係会社株式	81,713百万円
投資等損失引当金	38,966百万円
その他	376百万円
繰延税金資産小計	121,441百万円
将来減算一時差異の合計に係る	
評価性引当額	△95,211百万円
評価性引当額小計	△95,211百万円
繰延税金資産合計	26,229百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,561百万円
その他有価証券評価差額金	△13,571百万円
繰延ヘッジ損益	△902百万円
その他	△35百万円
繰延税金負債合計	△16,071百万円
繰延税金資産の純額	10,157百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率 (調整)	30.5%
受取配当金等一時差異ではない項目	△37.4%
評価性引当額の増減	45.6%
子会社清算に伴う繰越欠損金引継	△1.3%
税率変更による影響	△1.7%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度中にグループ通算制度の承認申請

を行い、翌事業年度から当社を通算親会社とするグループ通算制度が適用されることとなりました。

これに伴い、当事業年度末から、法人税及び地方法人税に係る税効果に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従っております。

(4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律一三)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2027年3月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。変更後の法定実効税率を適用した結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が251百万円増加し、法人税等調整額が666百万円、繰延ヘッジ損益(借方)が25百万円、その他有価証券評価差額金(借方)が388百万円それぞれ減少しました。

7. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	子会社	イオンリテール(株)	所有 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	192,169	短期貸付金	185,500
					利息の受取 (注1)	4,056	未収収益	980
		備ダイエー	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	34,424	短期貸付金	35,000
					利息の受取 (注1)	727	未収収益	195
		イオンマーケット(株)	所有 直接 100.00	資金の貸付 増資の引受	資金の貸付	31,582	短期貸付金	—
					利息の受取 (注1)	666	未収収益	—
		備メガスポーツ	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	32,288	短期貸付金	32,203
					利息の受取 (注1)	682	未収収益	176
		イオンマーケティング(株)	所有 直接 85.10 間接 14.90	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく 預り金	44,509	預り金	47,590
					利息の支払 (注3)	348	未払費用	93
		マックスバリュ東海(株)	所有 直接 64.55	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく 預り金	28,424	預り金	34,500
					利息の支払 (注3)	222	未払費用	60
		イオンモール(株)	所有 直接 100.00	消費寄託契約 役員の兼任	消費寄託契約に基づく 預り金 利息の支払 (注3)	27,410	預り金	109,500
イオンネクスト(株)	所有 直接 100.00	増資の引受 役員の兼任	増資の引受	45,400	—	—		
イオン・シグナススポーツ・ユナイテッド(株)	なし	資金の貸付	債権放棄 (注4)	1,485	—	—		

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。

(注3) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注4) 関係会社の会社清算に伴う債権放棄であり、投資等損失引当金を充当しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 328円98銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 9円23銭

(注1) 2025年9月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(注2) 連結注記表「11. 1株当たり情報に関する注記」に記載のとおり、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を、控除する自己株式に含めております。なお、従業員持株ESOP信託は2025年3月をもって終了しております。